

第 4 1 5 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 0 年 6 月 2 5 日（水）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 0 年 6 月 2 5 日、第 4 1 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 7 名

1 番	平 岡 武	1 0 番	広 岡 史 郎
2 番	難 波 靖 通	1 1 番	吉 識 定 和
3 番	宮 内 富 夫	1 3 番	松 岡 秀 人
4 番	釜 坂 道 弘	1 4 番	富 田 昭 市
5 番	北 山 孝 彦	1 5 番	小 國 正 子
6 番	福 永 繁 一	1 6 番	日 野 虔 介
7 番	小 林 博	1 7 番	高 井 國 年
8 番	石 野 光 市	1 8 番	宇 崎 壽 幸
9 番	東 森 修 一		

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 澤 田 和 也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	岡 本 裕	技 監	樋 口 和 夫
会 計 管 理 者	田 郷 正 則	総 務 課 長	牛 尾 敏 博
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	志 水 清 二
住 民 生 活 課 長	尾 崎 吉 晴	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ くり 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	後 藤 守 芳	水 道 課 長	豊 國 明 紀
社 会 教 育 課 長	高 井 紳 一	学 校 教 育 課 長	山 口 省 五

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員数は 1 7 名でございます。  
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。  
それでは、日程により一般質問を続けてまいります。

日程第 7 一般質問

議 長 3番目の通告者は、難波靖通君であります。

1. 道路について

2. 医療制度について

以上、難波議員どうぞ。

難波靖通議員 皆さん、おはようございます。議席番号2番の難波靖通でございます。通告順に従いまして、一般質問をいたします。

今回の質問は、ただいま議長からも紹介がございましたように、道路、医療、この2点についてお伺いをしたいと思います。

まず、一点目の道路について質問をいたします。

道路とは、辞書によれば「人や車が通行するための交通施設」と記載をされておるわけであり、この人と車が安全に通行するには、速さや強さが異なるものが同じ交通施設を同時に利用することに無理があります。そこに交通事故という痛ましい事故が発生をするわけであり、本年に入っても当町では、神谷地区、また、八千種地区で死亡事故が発生をしておると聞いております。亡くなられた方に心からお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、道路における交通事故対策をひっくるめてお伺いをします。

これから申し上げるのは、国道、県道、町道で、当町にとっては基幹道路であり、交通量も多く、それに比例して交通事故も多く発生しております。ぜひとも歩道を設けていただきたい、このように要望をするわけであり、車の通行区分と交通弱者と言われる歩行者、自転車が行き通る部分を分けることによって、交通事故はかなり減少させることができると思います。まず、国道312号の歩道の計画はあるのか、まずお伺いをしたいと思います。

まちづくり課長 国道312号の歩道の設置とのことでありますが、現時点では歩道の計画はございません。

難波靖通議員 当町として、県・国等に設置要望をしておるのかどうか、お尋ねをします。

まちづくり課長 今現在、国道312号の未設置箇所につきましては、住宅等の連たん等がありまして、事業費も相当膨大なものになります。そういったことから、県では、側溝の整備等で安全対策をするということで、今現在は、そういった歩道設置の計画はございません。

難波靖通議員 過去から、辻川地区、または新町地区で側溝にふたをかける事業が進められております。本年度においては、どのような状況になっておりますか。

まちづくり課長 今、申されました辻川、新町両区内とも年次計画で工事を進めていただいております。本年度も予算の範囲ではありますが、工事を実施する予定と県福崎土木事務所から聞いております。両区とも県に対し、安全の確保のため、強く要望がされているところであります。県の財政事情から、なかなか進んでいないのが現状ですが、町も引き続き要望いたしてまいりたいと、このように思っております。

難波靖通議員 できるだけ早くこの溝ふたの完成をお願いしておきたいと思っております。

次に、県道でございますが、三木安栗線の歩道の計画についてお尋ねをしたいと思います。

現在、道路改良が行われております東大貫地区からの東側、鴻ノ池から加西市の境までの計画はあるのでしょうか、どうなっておりますか。

まちづくり課長 県は当初から工区分けをして事業を進めていただいております。第1工区は大門から大貫の鴻ノ池の手前まで、第2工区は鴻ノ池から加西市との境までとしております。第2工区は第1工区の完成後となる予定でございます。第2工区の道路整備は片側歩道ということですが、今後も地元区とともに要

望していきたいと、このように思っております。

難波靖通議員 これも、続けて、片側でもよろしいですから、歩道をつけていただきたいと思  
います。地元には説明等もなされておると聞いておるのですが、事業の早期着手  
と完成を求めておきたいと、このように思います。

それと、県道中寺北条線の歩道についても計画があるのかどうか、お尋ねをし  
たいと思います。

まちづくり課長 県道中寺北条線につきましては、県からは現時点で事業化ということは困難と  
聞いております。しかし、以前にも待避所設置ということで交通安全対策にも取  
り組んでいただいておりますので、そういった待避所等での対応は可能ではない  
かと、そのようなことを聞いております。

難波靖通議員 この県道中寺北条線と町道余田鍛冶屋線との交差点において、今回痛ましい事  
故が発生をしたわけでありまして、ここにおきましては、それぞれの交通事故防止  
対策をお願いし、県なり、また町なり、公安委員会なり、こういったところでそ  
れぞれ対応をしていただいております。

こういった中で、もう少し、安全対策を求めておきたいというふうに思うわけ  
であります。特に通学路ということで、小学生、中学生、幼稚園児、保育園児、  
こういった方が多く登下校時に利用をされております。そういった中で、停止線  
については設置を求めたいと思うんですが、計画はどのようになっているかお尋  
ねをしたいと思います。

住民生活課長 警察と協議の上で、一旦停止を引くという方向で進んでおります。

難波靖通議員 ぜひとも停止線を設けていただきたいと、このように思います。

それと、足型マークというんですか、そういったものの設置も計画をされてお  
るのかどうかお尋ねをしたい。

住民生活課長 足跡マークにつきましては、交通安全協会婦人部の方で全町見直しして設置を  
するというので進んでおります。

難波靖通議員 この交差点についても設置をするということでございますか。全町見直しを  
するけど、ここは引かないんだということではないのですか。

住民生活課長 もちろんその部分も含めてではございますが、その部分は止まれの規制標  
識というんですか、規制の止まれが設置をされる予定です。

難波靖通議員 そしたら、止まれの白線いうんですか、それを引くと、足跡マークというのは、  
設置しないと、こういうことですか。わかりました。

それと、横断歩道が交差点より北条寄りに設定をされておるんですが、横断歩  
道を渡るときに待機しておるところの歩道だまりというんですか、それが無い  
んですね。それをお金もかかると思いますが、ぜひ設置を検討いただきたい、この  
ように思うんですが。少し東へ行けば、陰になる部分から距離がありますので、  
多少西からの車が来るというのが見やすくなるのではないかと、こういった思い  
でおりますので、歩道だまりを横断歩道のところに設置をいただきたいというふ  
うに思うんですが、いかがなものでしょう。

まちづくり課長 歩道だまりにつきましては、地元区や関係機関と協議をし、実施についての検  
討をしていきたいと、このように思っております。

難波靖通議員 ぜひとも実施の方向で検討をしていただく。検討しますということは、やらな  
いということではないようお願いをします。

町道中島井ノ口線についてお伺いします。既に用地買収等もかなり進んでおり  
ますが、現在の用地買収の進捗率については、どの程度進んでおるのでしょうか。

まちづくり課長 面積割合での進捗率で申し上げますと、93.3%の進捗でございます。

難波靖通議員 用地買収は今年度中に完了をする計画になっておったかと思うんですが、計画

はどのようになっておりますか。

まちづくり課長 今年度中に未買収部分につきましても買収をしたいと思っております。

難波靖通議員 そうしますと、本年から道路工事にかかるということもお聞きしておるんですが、当然、道路ができれば交通事故という心配も出てくるわけでありまして。町長もよく言われるように「道路をつくと交通安全対策が出てくる。」とこういふふうに言われております。結果的にはそうならざるを得ないのかなというふうに思うんですが、完成は5年後でしたかいね、道路完成は。何年の完成でございませうか。

まちづくり課長 事業の完成は、平成23年度末を目指しております。

難波靖通議員 先ほど少し申し上げました交通事故対策ですね、これについて少しお尋ねをしたいと思いますが、当初から、やはり道路工事時にこういった対策もある程度、盛り込んでいただくことが必要ではないかなと思います。特に、一番突き当たりは、八反田ですか、そこには信号機が必要ではないかなと思うんですが、今、設計では、どのような状況になっておりますか。

まちづくり課長 東大貫中島線との交差点と思いますが、その部分につきましては、信号機を初め、横断歩道につきましては、当初計画の段階から公安委員会と協議をし、安全対策に努めているところでございます。

難波靖通議員 その八反田の交差点には信号機と横断歩道をつけると、このようなことでございますが、梯子の棧のように、もう2本ほど道路が走っておるんですね、東西に。そのところには、横断歩道等は設けるんでしょうか、ないんでしょうか。

まちづくり課長 途中のところの交差点と思いますが、そういう詳細なところについては、これから詰めていきたいと、このように思っております。

難波靖通議員 やはり住民の安心・安全な道路づくりをお願いをしておきたいと思っております。

車の流れですが、特にこの中道線と県道三木宍粟線ですか、ここで右折区分帯がないわけで、非常に交通渋滞を起こしておるということでございまして、もう少し西の新しくできたところには右折の交差点ができるんですね。そうしますと、この役場地域の交通渋滞というのは、ある程度緩和されると考えておられるかどうか。交通の流れについて、どのように考えておられるか。

まちづくり課長 車の流れにつきましては、当該道路整備により道路のネットワークが充実し、通行の分散化により役場周辺の渋滞の緩和や町道中道線の通行量の軽減につながり、周辺地域の交通安全の向上につながると、このように思っております。

難波靖通議員 道路の幅員が16mから18mに変更になったということでお聞きをしておるんですが、花壇とか街路樹、こういったものは当初から植栽をして、最初から完全な道路ということで作られるのかどうかお尋ねをしたいと思っております。

まちづくり課長 開通時には道路機能が十分に発揮できるように工事を仕上げたいと、このように思っております。

ただ、今、植樹帯の話が出ましたけども、そこには低木ということで、コスト削減ということも強く国の方からも言われておりますので、高木を植えるのではなくに低木で対応したいと、このように思っております。

難波靖通議員 ぜひとも住民が利用して、安心・安全な道路をつくっていただきたいと、このように思います。

それと、大門山田線の道路は、今、仮使用というような道路になっておるのかと思うんですが、これの完成は、いつごろか、計画はどうなっておるのか、お尋ねをしたいと思っております。

まちづくり課長 大門山田線は、ほ場整備事業とあわせて大門余田線の南進として新設したものでございます。今の交通量等から勘案しますと、歩道も設置もしておりますし、

両側歩道とか、道路の拡幅といったその工事については、今現在では総合的に判断しまして、非常に困難であると、このように思っております。

難波靖通議員 東側に歩道が設けられておるんですが、それ以外は草むらですね、田んぼの際に管理されない草むらがあるわけでありまして。最近では、農地・水・環境保全向上対策の事業で、お金をいただいて、そして地域の人たちが、その草刈りを今やっておるわけですね。未整備でございますので、岩や石や、そういったものの凹凸が激しくて、機械で刈れないような状況であります。その場合、事故とか、故障とか、こういったことが発生するわけで、前の北側の道路については、これは町の方が刈っておられます。草刈りをされております。地域の方がやっておられるので、その岩石をローラーか何かで押さえていただいてね、そして、仕事がしやすいように協力いただけないかなというように思うんですが、いかがでしょう。

まちづくり課長 日ごろ地元の方々に草刈り等道路美化にご協力をいただきまして、ありがたく思っておりますが、そういったことで、作業がしづらいということでもありますので、一度現地も見て、対応についてできる限り、例えば、まき土等で草刈りが容易にできるような方法について検討したいと、このように思っております。

難波靖通議員 ぜひとも実施をいただきたいと、このように思います。

それでは、2点目の医療関係についてお尋ねをしたいと思っております。

後期高齢者医療制度についてを主にお尋ねをしたいと思っておりますが、後期高齢者医療制度、最近では長寿医療制度が施行されて2カ月になるわけでありまして。

しかし、2カ月で、昨日の議員も言われておりましたように、与野党見直しだ、廃止だと、こういったいろいろな議論がなされているのが現状でございます。非常に流動的な制度であり、これから充実されていくだろうということを期待しておるわけでありまして。

非常に流動的で、担当者もお困りではないかなということも考えるわけでありまして、まず私の思いを少しお尋ねしてまいりたいと思っております。

保険証は既にそれぞれ75歳以上の後期高齢者に配付をされたのではないかなと思うんですが、配付の状況についてはどうなんでしょうか。

健康福祉課長 後期高齢者の被保険者証の配付でございますが、3月に配達、郵便で発送しております。全員に配達しております。

難波靖通議員 中には届いていないとかね、間違っって破ってしまったとかいうようなことも報道されたりはしておるんですが、当町においては、そのようなことはございませんでしたか。

健康福祉課長 一部、住所に住んでおられなかった、受け取りがなかったもので返ってきた数がございますが、その後、調査しまして、全員の方に受け取っていただいております。

難波靖通議員 昨日でしたか、後期高齢者の人数言われましたか、何名でございますか。

健康福祉課長 4月1日時点で2,254人でございます。

難波靖通議員 2,254人の中に、前期高齢者の方の加入はございますか。

健康福祉課長 65歳から74歳までの障害者認定を受けた方のことかと思っておりますけども、73人いらっしゃいます。

難波靖通議員 2,254人のうち、73人が前期高齢者と、こういうことですね。こういった中で、保険料が上がったという方がほとんどではないかなと思うんですが、前期高齢者と後期高齢者と家族が2人おられて両方になったという方もかなりあるんでしょうか。その辺の数字はわかりませんか。

健康福祉課長 質問は、国民健康保険の加入者が、後期高齢にいかれて、その世帯が分かれた世帯ということかと思っておりますけども、その世帯につきましては344世帯ござ

います。

難波靖通議員 こういった方については、完全に保険料が高くなったと思うわけでありまして。逆に、保険料が下がったという方もあるんでしょうか。そこまでわかりませんか。

税務課長 低所得者の方については、軽減等が適用されますので、今まで資産割等がかかっておった方が、国保から後期高齢者制度に移行したことにより、かからないようになった関係で、軽減適用については同じような取り扱いになっていますので、そういったケースは安くなっております。

それと、国保世帯については、単身世帯については平等割が2分の1にされるという軽減措置も新たに設けられておりますので、低所得者等については低くなっている方もケースにはございます。

難波靖通議員 この保険料の中で、もちろん上がるということに抵抗もあるわけでありまして、年金から強制的に徴収されるということに対して、非常に強い反発もあるようでございます。

支給されるのは、本人が請求しないと年金にしても何にしても支給はされません。忘れておれば、もうそのまま支給されないというような状況の中で、こういった他人のポケットに手を突っ込んで取っていくというようなやり方自身が、やはり問題ではないかなというように思うんですが、これは法的にいかんともしがたいところがあるんですが、私は徴収じゃなしに、個人払いにしてほしいというような申し出があれば流動的な対応はできるんですか。

健康福祉課長 年金からの特別徴収者については個人払いというのは、法律で定められておりますので、できません。

難波靖通議員 今、保険料も非常に値上げが心配をされております。国が5割、そして若年者が4割、後期高齢者が1割ですか、そういった負担割合で負担がされておるようでございます。これを見ますと、私もちょっとわからなかったのですが、都会ほど保険料が高くなるというようなことが書いてあるんですね。これは、やはり、診療機関や医療機関が近くにあるので後期高齢者の方もすぐに医療機関に行けると、こういったことで保険料が高くなる傾向にあると、こういったことが記載をされております。将来的な保険料のシミュレーション等は、どのようになっていますか。

健康福祉課長 保険料におきましては、広域連合ごとに定められており、2年ごとに改正をされます。現在は、医療費の10%相当額を保険料として定めておりますが、今後は、後期高齢者と現役世代の人口比率によりまして医療費の負担割合が変わってくることとなっております。今は10%ですが、増加することになるかと思えます。

難波靖通議員 現在の平均が7万2,000円、2015年では8万5,000円ぐらいになるんじゃないか。これは全国的な話でございまして、1万3,000円ほど上がると、こういうふうなシミュレーションがされておるわけでありまして。

逆に、保険料が個人払いの方がおられますね。年金額が18万未満とか、介護保険プラス後期高齢者保険料の年額が年金額の2分の1を超えるという方については、個人払いになっておるわけでありまして、こういった方が保険料を滞納すれば、その処置としてはどのようなことになりますか。

健康福祉課長 特別な事情もなく1年以上保険料を滞納されますと、被保険者証の発行はできなくなるということで、資格証明書の発行になることがあります。

難波靖通議員 資格証明書が発行されて、保険証が取り上げられたという場合は、この資格証明書で診療を受けることができるんでしょうか。

健康福祉課長 資格証明書は、後期高齢者医療の資格であることを証明するものでありまして、

医療を受ける保険証ではございませんので、資格証明書では医療機関にかかりますと10割を払っていただくということになります。

難波靖通議員 その辺もちょっとおかしいんですが、保険料が払えないのに医療費を払えるかと、こういうことも言えるのではないかなと思いますね。医療費を全額払わなければ保険証がもらえない。その場合の医療費が幾らかわかりませんが、医療費の最高額は後期高齢者の場合は決まっておるんですか。

健康福祉課長 1カ月単位で自己負担額の限度額が決まっております。

難波靖通議員 幾らですか。

健康福祉課長 所得によって違ってくるわけがございますけども、一般の場合で、月額で1万2,000円、入院等では4万4,400円の限度額となっております。

難波靖通議員 入院して4万4,400円が払えないという場合は、翌月の入院は許可されるんですか。

健康福祉課長 支払いについては、病院とお話ししていただくことになるかと思っておりますけども、支払えないということで退院ということにはならないと思います。

難波靖通議員 ちょっとよくわかりませんが、この保険証の取り上げは、これは町当局の方でされるんですか。保険証返しなさいと。

健康福祉課長 これは広域連合が行うことになります。したがって、広域連合からの事務を受託しておりますので、広域連合が決定すれば町がすることになります。

難波靖通議員 非常に厳しい保険だと思うんですね。今まではこの保険証の取り上げというのは老人保健の場合はあったんですか、なかったんですか。

健康福祉課長 従来老人保健の場合は、資格証明書の発行はありません。今も、悪質な場合として考えられておりますので、従前の老人保健と同様な考え方にまた変わるかもわかりませんが、今、言いました資格証明書については、保険料を払える状態にあるのにもかかわらず、確実に納めないというようなものに限っては、そういうような対応がされると思います。

難波靖通議員 老人保健の場合は、取り上げることがなかったと思うわけですが、非常に厳しくなったなど、こういった思いがするわけでありまして。

それと、生活保護の受給者の方についても、これは後期高齢者の医療制度に入っておるんですか、ほかにあるんでしょうか。

健康福祉課長 生活保護の受給者には、保険証はございません。

難波靖通議員 そうしますと、医療費は無料と、このように理解をするわけでありまして、1カ月の医療費の限度、先ほどは入院で4万4,000円、通院の場合は1万2,000円ということですが、6,000円という数字も、私も見たんですが、この6,000円と、先ほど言われた1万2,000円との乖離はどのようなものか。6,000円と私が理解しとるのが間違いなんでしょうか。

健康福祉課長 1カ月6,000円といいますのは、後期高齢者医療制度には、高齢者担当医という制度がございます。これは任意加入で、本人が選んで受けていただくわけですが、これについて、1カ月6,000円という定めがございます。

難波靖通議員 それと、少し話は変わるんですが、介護保険の療養型の病院、これについても新しく医療制度が変わりまして、制定された当時は、5年ということであったと思うんですが、これはもう既に何年か経過しておるんですか、何年で期限切れになるんでございますか。

健康福祉課長 介護保険の療養型の医療かと思っておりますけれども、平成23年度まででなくなります。

難波靖通議員 そうしますと、今こういった療養型の医療施設に入っておられる方がたくさんおられると思うんですが、まだ少し期間はあるんですが、そういったところに

利用されておる方は、その後どういった医療施設に入れるのでしょうか。

健康福祉課長 現在の療養病床でございますが、これが転換をされることとなります。介護保険の療養病床につきましては、老人保健施設、また特別養護老人ホーム、ケアハウス等に転換がされます。そこで医療が必要な方には、従来の療養型の医療を受けていただくと。医療を受ける率が少ない方については、今の転換を図る施設で入所ということになると思います。

難波靖通議員 その療養型病院が、同じように患者さんを受け入れして存続するということなんでしょうか。そういった老健とか、特別養護老人ホームとか、そういったものになっていくということなのか、普通の病院になるということなのか、その辺が具体的にわかりませんか。

健康福祉課長 現在の療養病床の転換につきましては、それぞれの病院なり施設で計画があると思いますが、基本的には療養型を老人保健施設等へ転換をしていくということになると思います。

難波靖通議員 ということは、療養型の死ぬまで面倒見ますよという病院はなくなると、こういうことですね。そうしますと、入院されておる方については、老健なり、またそういう老人ホームなり、そういったところへ行くと。そして普通の病院にこれがなれば入院は一月ぐらいしか入れないと。老健と行ったり来たりというようなことになるのかなと思うんですが、どんな具合ですか。

健康福祉課長 今言いましたのは、介護保険の適用の療養病床ということでございまして、療養病床には、医療と介護2種類がありますが、医療の病床も減少はされますが、必要な方については医療の療養病床というものが当然残りますので、そこに入院することは可能でございます。

難波靖通議員 介護から医療になるということですが、その医療の病院であれば、ここも同じように療養型であれば、ずっと死ぬまで入っておれるというような制度になるんですか。

健康福祉課長 療養型といいますのは、亡くなるまでかどうかわかりませんが、慢性病の病床という規定がございまして、長期にわたり療養を必要とする患者ということになっておりますので、そういうことかと思えます。

難波靖通議員 わかりました。

もとに戻りまして、後期高齢者の場合の延命治療、これについては、どのような取り扱いになりますか。

健康福祉課長 後期高齢者の制度に、新しく終末期相談支援料というものが創設されております。これにつきましては、終末期をむかえられた患者本人の望む納得のいく診療方針で残された日々を過ごすというようなことで、医者と患者が同意をして、そういった治療を受けるという制度がございまして。

難波靖通議員 終末期相談支援料ですか、この終末というのはどういう段階をいうんですか。

健康福祉課長 医療でいいます終末期といいますのは、亡くなる前というふうに思っております。

難波靖通議員 終末期相談支援料というのは、これは本人でもいいですし、家族でもいいんですか、相談するのは。その場合は、お医者さんに支援料が入ると、こういうことですね。どのような状況ですか。

健康福祉課長 詳しくは承知しておりませんが、本人の承諾ということになると思います。

難波靖通議員 これも非常に難しいんですが、もう本人が脳溢血とか、脳卒中とかで、ものと言えないと、動かないと、寝たきりであるというような場合、本人の了承を取るということは、これは至難のわざでしてね、これはなかなか難しい問題だと思います。その点については、どのようにお考えですか。



健康福祉課長 この終末期の支援料、これにつきましては、これも任意でございまして、必ずこれを受けなければならないという制度ではございませんので、患者さんの同意を得てというのは前提となっております。

難波靖通議員 患者の同意がなかなか取れないと、そのままほっとかなしやあないなというような状況になるのではないかなと思うんですが。あと、健康診断とか人間ドック、これは国民健康保険の場合は、町の方でそれぞれやっておったんですが、後期高齢者医療ということになりますと兵庫県が主催でございまして、これについては、どのような適用になりますか。

健康福祉課長 後期高齢者の方の健康診断でございまして、後期高齢者の場合には、特定健診といった必須ではございませんけども、健診を受けていただくこととなります。町が今までどおり行っておりまして、前年行っておりましてまちぐるみ健診等の町の集団健診を受けていただくこととなります。

難波靖通議員 先ほどの6,000円と1万2,000円の内容について、どこが違うのかなということを私、メモするの忘れまして。もう一度お願いします。

健康福祉課長 1万2,000円といいますのは、通常の病気で医院、病院にかかりますと通院の場合月額1万2,000円というのが限度額として定められております。

それと、6,000円といいますのは、これは新しく始まりました包括的な後期高齢者の診療というのができましたもので、これが月額6,000円ということになります。

ただし、この医療については、別の病気でほかの病院にかかるということも可能ではございます。

難波靖通議員 何でこのような包括的なそういう制度を設けたのかなと思うんですね。そういう制度を入れると6,000円しか見てもらえない。そのまま普通に何もやらなければ1万2,000円まで見てもらえると。なぜその包括的なそのようなものが入っておるんですか。

健康福祉課長 この高齢者担当医という、かかりつけ医でございまして、これにつきましては、後期高齢者の心身の特性とか、機能評価、定期的な診療計画の作成をしまして、かかりつけの医者として、そういう制度ができておるわけでございます。

難波靖通議員 そういった特性をよくご存じの方が6,000円しかもらえなくて、普通にいけば1万2,000円と、お医者さんがそのようなことをされるのかどうかという疑問がわくんですね。特別にそういうことをやっていただくと報酬が上がるんであればね、「私はあなたを診てあげますよ」ということになるかと思うんですが、その辺がどうも理屈に合わんというふうに思うんです。

健康福祉課長 この後期診療料といいますものは、どこの医者でもだれでもそれができるというわけではございません。そういった研修を受けられた医者で、そういうものを申し出られた医院ということになりますので、現在では、まだなかなかこういった診療が実施されていないと思います。

難波靖通議員 そのかかりつけ医を指定すると、かかりつけ以外のお医者さんにかかれないのかどうか。見てみますと、かかれないような感じで書いてあるんですが、いかがなものですか。

健康福祉課長 かかれることになっております。

難波靖通議員 かかった場合、そのかかりに来られた病院の診療報酬は下がるんですか、同じなんですか、上がるんですか。

健康福祉課長 その一つの病気ですね、慢性病と定められた病気では、そのかかりつけ医で受けて診療をされている方について、別の病院で同じ病気でかかれるということがあると請求はできないというように思っております。

難波靖通議員　そうですね。A病院で糖尿病でかかっておって、そして、また次のB病院へ行って糖尿病でかかると。そうするとB病院では診療報酬が請求できないと、このようになっておるのではないかなと思うわけですね。そうしますと、もうそういうことをしますと、本人は、ほかの病院で、そのかかりつけ医院の解約はできるんですか。

健康福祉課長　担当医の変更というのは、もちろんできます。

難波靖通議員　そうしますと、そういうかかりつけの医院を解約して、そして、新しい病院へかかると、こういう手続になるんですか。

健康福祉課長　もちろんそうなると思います。

ただ、前にも言いましたように、この診療については自由でございまして、本人が必ずこの担当医に決めなければならないとかいったものではございません。本人が申し出ればそういうことができるということでございます。

難波靖通議員　お医者さんもですね、そういった研修を受けないといけないとか、また、保険局ですか、どこかへ届け出をしなければならぬとかいうような制度になってございますね。そういったことからいきますと、双方に面倒なことは、やはりできないのでは、しないのではないか。お医者さんもややこしいこんな許可もあって、そして、その主治医になってというようなほとんど機能しない制度ではないかなと思うんですが、担当課長としては、どのようにお考えですか。

健康福祉課長　いいところもあれば悪いところもあると思いますので、こういった新しい制度ができたということは、またそういう利用者もおられるかもわかりません。

難波靖通議員　それと、特定疾患療養管理料というようなものに今、変わりましたね、後期高齢者の診療報酬ですか。こういったものを請求できるのも、200床未満の病院とか診療所とかであって、登録医のみが適用を受けると、こういったことも書いてあるんですが、わかりにくいので、具体的にどういった内容か教えてくださいませんか。

健康福祉課長　特定疾患療養管理料ということでございますが、これは、生活習慣病等、厚生労働省で定められた疾患を主病としまして、これがかかりつけ医が計画的に療養上の管理を行う場合に設けられた管理料でございまして、これについても後期高齢者の、先ほど言いました主治医等の6,000円、この中に含まれていると思われま。

難波靖通議員　再診時の外来管理加算の5分ルールというのがございますね。これについて説明をお願いしたいと思います。

健康福祉課長　再診時の外来管理加算5分ルールというのは、これは特別後期高齢者制度とは関係なく、以前からそういったものがありますけども、これにつきましては、再診を受けられて外来で診察を受けられた際に、通常、医師との診察が5分程度かかると、平均5分程度かかるところから、この5分ルールというものができたらしいですけども、その5分ルールで患者さんの療養や医師と話すと、それに見合う診療報酬を加算することができるというものだと思います。

難波靖通議員　5分以上治療をすれば診療報酬が上がると、このようなものですね。お医者さんにしても、そんなストップウォッチ持って、はいというわけにもいかんと思うんですよね。こういったルールがあると、十分お医者さんも時間を気にしながら診察をしなければいけません。患者さんも、それはゆっくり話したいけど、診てもらいたいけども、5分以上たてば診療報酬が上がって個人負担も上がると、そういったことで、非常にこれも問題だなと。過去からあるということなんですけども、そういったこと、ほんとに患者さんの身になった制度になってないなというふうにも思うわけですね。患者も充分できないし、お医者さんも気を

入れて診るといふようなことができないのではないかというふうに思います。

それと、在宅復帰率が60%以上の病院は、診療報酬が高くなると、こういったことも記載をされておるんですが、これはどのような。4月から改定をされたようですが、どのような内容のものかお尋ねをしたいと思います。

健康福祉課長 ちょっと意味がわかりにくんですけども、在宅復帰が60%で診療報酬が高くなるというのは、恐らく、退院されました後の在宅での療養ということになるかと思うんですけども、それが高くなるという意味のことかと思えます。

難波靖通議員 病院へ入って、家へ帰るといふことは、治療がよかったんやと、技術がよかったんだというふうなことで、診療報酬が高くなるということではないか。4月に改定をされた。こうしますと、重症患者なんか病院とりませんよ。亡くなるような人は、もううち来てもらわんで、ほかへ回しておきますと。そして、引き取り手のないひとり暮らしの人なんか、もううちそんなん困るから、よそへ行ってということになるのではないか。4月にこういった制度が改定をされたと記載をされております。また、十分に内容を検討いただいて、重病者も、また、ひとり暮らしの方も、病院が喜んで、喜んでというふうな言い方は悪いかもわかりませんが、患者さんを診てあげようと、そういった制度にするということが必要ではないかなというふうに思います。

それと、脳卒中の患者ですね、これは救急病院で2カ月経過すれば、今、回復期のリハビリ病院には入れないと、こういうことになっておるんですね。そうしますと、2カ月たってリハビリやらなければ寝たきりになるというふうな状況になると思うんですよね。こういった患者さんは、どこの病院が引き受けてくれるのか、お尋ねをしたいと思います。

健康福祉課長 脳卒中ということですが、救急車で運ばれて、例えば、医療を受けられて、今言われましたように、2カ月以内であれば、リハビリステーションの方へ行けるといふような規定がございます。それを過ぎたものはどうなるかということですが、その辺は、私は医者でもございませぬし、また医者、家族等と検討していただきまして、療養病床ということも考えられると思えます。

難波靖通議員 これも、何か4月に改正をされたようでございますが、今までは障害者病棟に入れておった。ここには7万床中5万床を脳卒中の患者が使用をしておる。4月に改定されて、10月からは脳血管、精神病は、障害者病棟には受け入れしない、このように改正をされたようでございます。

今、申し上げたような内容は、なかなか一般的に公表をしていないというのが現実でして、私も、これらいろいろと勉強をさせてもらったんですが、ほとんど知らない内容のものばかりでございます。これからもまだ先に変わっていくのではないかと思います。最後に、高額医療制度について、申請が必要なのでしょうか。

健康福祉課長 後期高齢者医療制度の高額医療に該当しますと、一番初めに、一度申請をしていただくこととなります。以後は、申請なしで、職権で償還ができるということになっております。

難波靖通議員 その場合、先ほども申し上げましたように、寝たきりで物も言えない、字も書けないという場合は、代理申請は受付されるんですか。

健康福祉課長 もちろん代理の方の申請になるかと思えます。

難波靖通議員 後期高齢者については、いろいろ研究してみますと問題点が多い、このように感じたわけでありまして、できるだけ、やはり、高齢者は早く死ねというふうなことじゃなしに、びんびんころりしていけるようなことを今後求めておきたい

と思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、難波靖通君の一般質問を終わります。  
しばらく休憩いたします。再開は10時55分といたします。

◇

休憩 午前10時34分

再開 午前10時55分

◇

議長 会議を再開いたします。  
次は、4番目の通行者、吉識定和君であります。

1. コンプライアンス条例について
2. 株式会社もちむぎ食品センターについて
3. 教育行政について

以上、吉識議員どうぞ。

吉識定和議員 通告順に従いまして、一般質問を行います。

今回、通告しておりますのは、先ほど議長からご案内のとおりでございますが、まず、教育行政についてからお尋ねいたします。

質問内容は、私は、総務文教常任委員会に所属しておりますので、お聞きしているものも多少はあるかとは思いますが、お許しをいただきたいというふうに思います。

今回は、教育委員会の中心的な課題や最近の新聞報道等で、福崎町ではどうなっているのだろうと疑問に思ったことなどを中心にお尋ねをしたいと思います。

最初に、幼保一体化についてお尋ねいたします。

福崎幼稚園は、建築業者も決まりまして、工事着工の運びとなりましたが、運営はどのようにされるのかお尋ねいたします。

学校教育課長 議員もおっしゃられましたように、さきの総務文教常任委員会でご報告させていただいておりますとおり、運営につきましては、ゼロ歳から5歳児を長時間保育、今で言う保育所の体系になると思います。5歳を短時間保育といたしまして運営を行いたいと考えております。同一年齢児におきましては、同一カリキュラムによりまして保育教育を行うということといたしております。

また、子育て支援センターを設置いたしまして、子育てに関するサービスも行っていきたいと考えております。

以上でございます。

吉識定和議員 このようなことについて、保護者等への説明会は、たしかやるとお聞きしたように思うんですが、どういうふうになっておりますか。

学校教育課長 来月の7月12日に文化センター、7月19日に役場で説明会を予定しております。現在、回覧等を回しまして、全世帯に説明会の周知を図っているところでございます。また、町広報におきましても掲載をしていきたいと考えております。

吉識定和議員 ご父兄の間では、最も関心があります料金のことなんですが、長時間保育と短時間保育の料金体系ですね、どのようになるのか、一般的なモデルケースで結構でございますので、教育長にお答えいただきたいと思います。

教育 長 長時間保育を選択した保護者には、福崎町の保育料の徴収基準によって徴収いたします。一番多い段階は2万7,000円ぐらいだと承知しております。短時間保育を選択した保護者には、町立の幼稚園の保育料の徴収条例一律5,000円でございます。

吉識定和議員　そういうことなんです、この長時間、短時間、同じ時間ですね、短時間の場合は短いので、それを長時間と同じ時間やった場合には、大体差が相当あるもんなんですか、どうなんでしょうか、その辺のところは。

教　育　長　同じ時間というのは、どういうことでしょうか。

吉識定和議員　そしたら、朝始まりからですね、お母さんが忙しいから、仕事を持ってますんで、例えば、17時まで預けたいなと思うわけですね。そういう場合にはどうなるんですか。

教　育　長　問われておりますのは、短時間保育部の料金のことなんです。短時間保育部につきましては、預かり保育を実施する予定であります。

ただ、この預かり保育といいますのは、保護者の突発的なことによりまして、例えば、1カ月に1回か2回、数回ということでありますので、料金というのはそんなに高くはないと思います。

吉識定和議員　また、もうちょっとゆっくりと言います。きょうは都合がございますので、次にまいります。

学校図書室についてお尋ねしたいと思います。

これも新聞に載っております、学校の図書室の図書費が交付税算入されているんだと。ところが、多くの市町村では、その学校の図書費として回っていないというふうな新聞報道がありましたので、この件についてお尋ねをしたいというふうに思うんですね。

最初にお聞きするのは、町内の小・中学校の図書室の蔵書の冊数ですね、これを把握されておるのかどうかお尋ねをします。

学校教育課長　各小中の蔵書冊数につきましては、把握をいたしております。学校別に申し上げます。福崎小学校7,540冊、高岡小学校4,526冊、田原小学校1万520冊、八千種小学校6,326冊、西中学校7,316冊、東中学校6,796冊となっています。

吉識定和議員　そういうことらしいんですが、企画財政課長に聞くんですが、この新聞の報道のとおり、本町へは地方交付税で幾ら入ってきておるんでしょうか、お尋ねをします。

企画財政課長　普通交付税の算定におきます基準財政需要額にそれぞれの経費を算定しておるわけですが、学校図書購入にかかる経費といたしましては、平成19年度算定の中では小学校費で約290万円、中学校費で約310万円の積算となっております。

吉識定和議員　小学校で290万、中学校で310万ということですか。

そういうことらしいんですが、本町では学校図書費の予算計上は、どのようにしておりますかお尋ねをします。

学校教育課長　まず、各学校へ教材備品として予算を配分いたしております。その中で、各学校におきまして、よく精査をいたしまして、図書費として使っているものでございます。

吉識定和議員　各学校でそれぞれがやられておるわけですね。町長も、町長に就任以来、読書の重要性をよくお考えになって、町には立派な町立図書館ができました。私も思うんですが、生涯を通じて読書が非常に大切なものだと思うわけですね。幼児期については、言うまでもなく、小・中学校時代の読書は、この人間形成に大きな影響をもたらしますし、効果が発揮されるものだと思うわけです。

今、各校の蔵書冊数をお聞きいたしましたし、私も学校の図書室を一遍見てみたいもんだと。長らく見ておりませんでしたので、幾らか見せていただきました。そうしますと、質と量は言うまでもなく、書架とか、机とか、いすのよう

な備品関係ですね、そういうようなものまで学校間で非常にばらつきがありまして、ばらつきが大き過ぎるのではないんか。全体には整備状況というのは不十分だろうと思いました。

そういうところからしますと、予算計上してそれぞれの学校に学校の図書室の整備をしていくということが大変重要だというふうに思うわけなんですけど、財政の関係もございまして、一度にすべてをさっと整備をするということが無理であれば、計画的に整えていったらどうかというふうに思うわけなんですけども、教育長は、どのように学校の図書についてはお考えでございましてか。

教 育 長 言われますように、幼児期からの読書習慣というのは非常に人間形成の上で大事なものであります。各学校におきましては、朝の読書をどの学校もやっておりますし、読み聞かせとか、そういうことについて読書習慣をつけるための指導をしております。つきましては、図書の充実でありますけど、なかなか予算の関係で思うに任せませんので、町立図書館と連携した図書の活用というのをこれからも積極的に推進していきたいと思っております。

吉識定和議員 その次にお尋ねをしようと思っていたわけなんですけど、私が今、教育長にお尋ねをしましたのは、次の手ではなしに、予算計上をどういうふうにお考えになっておられるのかということをお聞きしたんです。計画的にやられたらいいかがでしょうか、こういうふうにご提案申し上げておましてね、町立図書館の利用は、次の話なんで、その点についてお答えをいただきたい。

教 育 長 言われますとおり、図書の充実について努めていきたいと思うんですけど、とりあえず各学校の学校規模に応じた標準の図書の数が決まっておると思うんです。そういうことについて、満たせるような予算要求、それから、古くなってページがはがれておるとかいうふうな図書について、廃棄処分したいということについて充実を図っていったらと思っております。

吉識定和議員 先ほど教育長がちょっと触れられましたが、その町立図書館の利用ですね、これは私も非常に重要だと思います。さきの社会教育委員会でも図書館の担当にはそういうお願いもしたわけなんですけれども、もう既に学校の図書の担当の先生方に図書館へお越しいただいて、いろいろ話し合いをしてうまくやっていたようにございまして、その点は、さらにより一層の努力を求めておいたわけなんです。

ただ、その中で、一点話の中で気になりましたのは、東中学校にはですね、私もそうなんですけど、町長も必ずそうなんですけど、八千種中学校の卒業生なんです。今にしてね、八千種中学校の図書室の蔵書と書いた本が東中学校に生きておるんだというふうなことで、今先ほど課長さんが言われたこの蔵書冊数の中にあるんだろうというふうに思うんです。百科事典みたいなもので、植物図鑑みたいなもので、花の名前が変わるとか、植物の名前が変わるとか、変わらないとかいうようなものであれば、これはそれでも我慢ができると思うんですけども、その辺のところ、一度私も実際に現場を見てみたいと思っておりますけども、その話を聞きますと、いかにも寂しい話やなと思ひまして、まず予算計上をお考えをいただきたいと思ひます。

次に、学校計画の耐震化計画と実施予定についてお尋ねをいたします。

中国の四川省で、非常に大きな被害でございまして、学校施設で非常にたくさんの被害者や死亡者が出たと。造りはもちろん中国と日本と一緒だというわけじゃございまして、違うわけですから、そのまま日本で、福崎で当てはまるというものではございまして。しかし、相当な数が出ておる。また、つい先日は、岩手・宮城の内陸地震が発生をいたしました。非常に大きな被害が出てお

ります。きのう、水道のところでもお話をしました。皆さんよくご承知のとおりでございます。

地震に対しましては、備えが非常に大事でございます、皆さんの関心事になっておるわけでございます。当町でもですね、学校施設の耐震診断が行われたわけなんです、その結果、学校施設で耐震補強を必要とする施設は、どこと、どこと、どこでしたでしょうか、もう一回、確認の意味でお答えを。

学校教育課長 まず、東中学校の校舎、それと、東中学校の体育館、福崎小学校の北校舎、同じく福崎小学校南校舎の東と田原小学校の校舎です。また、本年度田原小学校体育館におきまして、耐力度調査を行うことになっております。

吉識定和議員 今、お答えになったものが耐震補強を必要とする施設ということですか。これは6月21日の岩手・宮城内陸地震のちょうど1週間ほど後ですか、6月21日の神戸新聞ですが、学校施設に関する記事が出ておまして、新しく措置法ができました、ということが載っておるんですが、これは改正地震防災対策特別措置法というらしいですが、新聞に載っておるよりもっと詳しくご承知であれば説明をいただきたいと思うんですけど、企画財政課長に。いかがですか。

企画財政課長 ご指摘の改正案につきましては、一定の基準がございまして、構造耐震仕様といわれておりますIS値、これが0.3未満の校舎、体育館について、耐震補強であればこれまでの2分の1を3分の2、改築にあつては3分の1を2分の1に国庫補助率をかさ上げするというものであります。

先ほど学校教育課長が答弁いたしましたそれぞれの強度不足の校舎等につきましては、このIS値0.3未満ではございません。最低でも福崎東中学校で0.43という値でございますので、今回のこの特別措置法の改正には福崎町の施設は、残念ながら該当しないということでございます。

吉識定和議員 残念ですね。僕この新聞を見て、これで一気に進むなと思って、3年ぐらいの間にどんどんやっていって、これは一気に進むなと思ったんですが、あきませんか。残念ですね。

そしたら、適用されないものは仕方がないんですが、次の手を考えんといかんわけで、教育長は、そんなこともうご存じだろうと思いますしね、この耐震化ですね、これをどういうふうに向何年計画ぐらいでやろうとお考えになっておるのか。もちろん財政と相談しながらの話ですから、今ここでの即答が難しいんかどうかわかりませんが、教育長の思いで結構ですから、一遍お答えください。

教 育 長 中国の四川省の地震がおき、また岩手・宮城の地震が起きまして、つくづく思ったんですが、子どもたちが起きているときの生活の大半は学校でありますので、できるだけ早く耐震補強工事をやっていきたいというのがやまやまであります。

今、近藤課長が申しましたように、耐震構造基準の数値の指標のIS値が0.3から0.6というのが倒壊崩落の危険性が大きいとされています。0.6以上になりますと、ほとんど大丈夫ということになりますから、今、山口課長が答弁いたしましたような施設につきましては0.3から0.6の範囲であります。できるだけ早くこれらの学校施設の耐震補強工事ができるように教育委員会として財政当局にお願いしていきたいと考えております。

吉識定和議員 今、小・中学校のことをお尋ねしましたが、昨年度から教育委員会には保育所がございまして、保育所については、教育長、どうお考えなんでしょうか。

教 育 長 ご承知のように、保育所の老朽化というのは、すごいものがあります。ああいう造りでありまして、平屋建てでありますからということもあり、さらに幼保一体化というのがありまして、順次、各校区に一体化施設をつくろうという計画で

ありますから、今近々に保育所の耐震補強を行うということについては、教育委員会としても今のところは考えておりません。

吉識定和議員 お金の要る話ばかりで、なかなか教育長も頭が痛いんじゃないかと思うんですね。計画つくるのは簡単でしょうけど、紙に書くだけですだからね。それをやっぱり実際に実行していくことが大事ですからね。ですから、頭が痛いんじゃないかと。町長さんも、恐らく、お金オーケーと言われる立場の方ですから、なかなか大変なんじゃないかと思います。

この保育所については、今言われましたように、一体化の件がありますのでね、これを、あと田原、八千種、高岡と、どういうふうに進めていくのかということも、もう少し時期的なものも詳しくお聞きをしたいんですが、きょうはやめときます。次回に譲りたいと思います。よくお考えおきをいただきたいと思うわけですね。

それで、学校施設は地震の際には、避難所にもなります。大きな入れ物ですね。当町の地域の防災計画があるわけですが、学校施設は、どのような位置づけになっておりますかお答えをいただきたい。

住民生活課長 体育館等が避難所として指定されております。

吉識定和議員 確か、この地域防災計画の中に、田原保育所の建替年次等まで入っておったように思うんですが、それはもう一遍また機会を改めてお尋ねをしたいと思いません。よく見といてください、お願いします。

地震につきましては、この新聞の記事にもありますように、一つは、首長さんがどれだけ危機意識を持つかだと書いてありますし、そういうことを言うてる県の教委の担当がおりますね。あと、ホームページや広報などで積極的に公表してほしい。耐震診断結果みたいなものをと書いてあります。

兵庫県の担当者は、診断結果の公表は住民の不安を招かないよう、同時に改修の見通しも示す必要がある。財政状況によって各市町の進め方に差が出てくるかもしれないと話したと、このとおりだと思うんですね。危ないんや、あれもあかんのや、あかんのや、みたいな話になりますと、悪い話は、大きく広がりますんで、だからそれを進めるという意味じゃなしに、やっぱり先ほども教育長にお願いしましたように、きちんと計画をつくって、こういうふうにして皆さんに安心していただくんですよということで公表をしていただきたいと思しますので、お願いをしておきましょう。

それでは、耐震の件につきましては、このぐらいで、あと、小学校、中学校、幼稚園、保育所の補修整備の実施予定についてでございます。

19年度の後半からそれぞれ補修がかなり進められたように理解をしております。20年度予算で各学校の修繕料が計上されておるんですが、それら以外にも学校からの要望はあるのかどうか。あるとすれば、どういうものが各学校にあるのかお聞かせをいただけたらと思います。

学校教育課長 先ほど議員申されましたように、各学校の施設修繕につきましては、19年度かなりその補修をさせていただきました。20年度の予算の件ですけれども、精査をして計上させていただいておりますが、当然、学校から要望があった分すべて予算計上になったというものでは、ございません。各学校におきましてもあります。

ちなみに、高岡小学校におきましては、校舎北側の階段の壁面にちょっとひびが入っているとか、福崎小学校におきましては、そのトイレ排水管の洗浄とか、田原小学校におきましては、校舎1階の障害者トイレを設置してほしいとか、縷々各学校で要望は承っておりますけれども、今後こういうことも精査をさせ



ていただきたいと思っております。

吉識定和議員　そしたら課長さん、全部学校の要望は把握をしておられるわけですね、学校ごとに。

学校教育課長　予算の段階におきましては、学校の要望はすべて把握をいたしております。

吉識定和議員　それこそ、これも予算ですから財政との関係もございましてね、お聞きしたからすべてすぐできるというもんじゃないと私も思いますから、やっぱり担当がきちっと把握をしておくということが一番大事だろうと思います。財政と意義のある積極的な話し合いをしていただいて、学校施設でございますので、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、子どもはほとんど学校におるわけですから、修繕等々はできるだけ優先して進めさせていただきたいと思っております。

学校教育については、私が最近の新聞とかで、どうなんやろうということで、そのぐらいなことでするので、終わりにしたいと思っております。

社会教育課につきましたは、通告書にも書いておるんですけども、機会あるごとに教育長初め、課長さんが担当までお話をしております。そういうところから、確認の意味でお尋ねをいたします。

大庄屋の三木家ですね、購入をされて公有化してから大分年月が経過をしておるわけなんです、これの基本構想と基本計画をつくらないといけないんじゃないかということ、私常々思っております、これまでもお話ししたことがあるかと思うんですが、これについては、どのようになっておりますでしょうか、お尋ねをします。

社会教育課長　議員ご指摘のとおり、大庄屋三木家につきましては、サルビアプランにおきまして指定されておまして、辻川界限の核としてとらえております。平成16年度には、先ほど申されました町の公有化が実現をいたしました。その後、活用委員会で活用構想を策定いたしまして、平成17年度は実践を行い、活用して検証いたしました。以降、現況の三木家住宅の活用に幅広く利用しているような状況であります。平成20年度には建物の基本調査を実施し、この結果を踏まえまして、基本設計、基本計画を策定していく予定にしております。

なお、基本構想は上位計画、サルビアプランの確認とソフト面での活用構想とハード面の建物調査、基本設計の両面によりまして基本構想ができ、修理と活用を進めることができると考えております。

なお、基本構想におきましては、今後の課題でもあるんですが、地域との連携も視野に入れまして、神戸大学などの機関とも協働し、進めていくように協議していきたいと考えております。

また、他市町村におきまして、同じようなものがあるんですが、それらも参考にさせていただき、また、県との協議も進めて計画書の作成を進めていきたいと思っております。

吉識定和議員　それでは、財団法人の柳田國男・松岡家顕彰会についてですが、この財団法人のハンドルをこれまでと少し違う方向に切られたんかなと思うわけなんです、この財団法人柳田國男・松岡家顕彰会とまちづくりについては、どういうふうになっていこうとされておるのか、もう一度、確認の意味でお答えをいただきたい。

社会教育課長　財団法人柳田國男・松岡家顕彰会とまちづくりということなんです、第4次総合計画では民俗学のふるさとづくりの推進を図るために、文化のまちとしての施策を展開することとしております。また、そのような施策の展開におきましては、各施設と連携いたしまして、文化や文化財としての歴史的資源の効果的な融合を目指すこととしております。

財団法人柳田國男・松岡家顕彰会記念館、歴史民俗資料館などにおけます情報の共有をいたしまして、一体的に活用することによりまして辻川境界の一層の活性化を図っていく必要があると考えております。そのために各施設が連携をとり、事業を進めていくことが必要であると思っております。4月27日に実施いたしました民俗辻広場まつりが、その一つと思っております。また、7月5日には、津軽三味線コンサートを柳田國男生家で記念館、歴史民俗資料館、もちむぎのやかたが連携いたしまして実施していく予定にしております。

今後一層の活性化を図るために連携をしまして、まちづくりに努めていきたいと、このように思っております。

吉識定和議員 今、課長にいろいろとご答弁をいただいたわけなんですけど、余り難し過ぎてようわかりませんでしたので、またゆっくりと、何か聞こうかと思うんですけども。

私は思いますのは、三木家の整備ですね、これが公有化をしましてからもう相当たちますし、やはり決断をして、整備を進めていくことが大事だろうというふうに思います。そのために今年度も調査の予算を組んでいただいておりますのはよく承知をしておるわけなんですけど、一日も早い整備の実現を楽しみにしたいと思っております。これで教育行政についての質問は終わりにいたします。

次は、三木家の隣の株式会社もちむぎ食品センターについてでございます。

昨年12月議会と1月17日の全員協議会で同社決算報告書の審議で種々お尋ねもいたしました。資料もいろいろと提出していただいておりますので、その後の経営状況についてお尋ねをしたいと思います。

5月30日の産業建設常任委員会に報告をされました資料によりますと、売り上げは予算対比100.67%ということで、予算に対してきっちりできておるわけなんですけど、営業利益が数字の前に黒の三角がございます。これがちょっと悲しいと思うわけなんです。予算対比ですと約788万1,000円不足しております。一番大事なものです。再建をするということですが、売り上げができて再建にはなりません、営業利益が出てまいりませんと再建にはならないと思うんですね。

会社の経営ということになりますと、よく言われるのは、人、物、金、三つが言われる。このもちむぎ食品センターの現状は、今申し上げたようなことである。報告のとおり現状であるということなんですけど、何が原因でこうなっておるとお考えになるか。人、物、金ですね。その辺を一度お尋ねしたい。一番の原因をまず把握をすることが大事だろうと思っておりますのでお尋ねをするわけなんですけど、お答えいただけますか。

産業課長 もちむぎ食品センターの件でございますけれども、人件費等につきましては、余り変化はございません。最近急に上がってまいりました仕入材料、原材料の値上がり等が一番の要因であると考えております。

吉識定和議員 きょうの新聞も、たしかそういうようなことが書いてある。原油がああいうふうな状況でございますので、すべてに影響しますし、会社の収益も大手は特に下がってきていまして、景気の観測を見ておられますけど、かなり減速をしてきておるように経営者が感じているということですね。それが予算のときにも言いましたが、予算に反映してくるのはおくれてしてきますけれども、そういうふうなことになるんじゃないかと思っております。

このもちむぎ食品センターについては、ただいま課長さんの答弁ですと、その仕入れの材料代が高騰したからということなんです。それだけですか、課長さん。あなたは、取締役やさかいに、ちょっとその辺をお聞きしときたいと思う。

産業課長 今、把握しておるのは、その辺が問題だと、要因だと思っております。

吉識定和議員 じゃあそういうことで。昨年9月からでしたか、専任の取締役も就任をされまして、町では大株主の立場から、専任の取締役さんの給料を補助して、営業していただいております。この産建の報告を見ておりますと、売上げは予算どおりできておるといいますから、これは一定の評価をせんといかんとは思いますが、この専任の取締役さんが就任されてから営業成績を向上させるために日常業務等で何か改善した点はあるのかどうか、従来と比べてですね。課長さんは、恐らく余り昔のことはご存じないと思うんですけども、何かそういうようなことはございますか。その辺もお聞きをしておきたいと思うんですが。

産業課長 専任の取締役さんが就任されまして、レストラン部門ではメニューの改善、また、お客さんの対応につきましても職員の指導に力を入れられております。したがって、日曜日等につきましても、待ち時間が出るほど人気が出てきております。販売店につきましても、足を運び、各店舗との信頼をより強いものにして努めてまいっております。

また、通販につきましても、今、中元商戦に入っておりますけれども、営業活動を四国、名古屋方面へのカタログ販売等広げて活発に行っております。

吉識定和議員 頑張っているんですね。特に今、ご回答がありましたメニューとか、客の対応の仕方というところで改善をされておるようでございますね。さらに続けていただきたいと、頑張りたいと思います。

それじゃあこの昨年の12月議会にも出てきましたが、取締役、監査役について、これがずっと名簿を見まして、あの時の一番発端は、取締役、監査役が町の職員が就任をされておまして、回答がうまくできないというところから話が進んでいったと思うわけなんです。そういう意味から、取締役、監査役がこれでいいのかということが出てまいりました。きょう現在で見ますと、これはたしか1月17日にお出しいただいた資料だと思うんですが、このもちむぎ食品センターの役員名簿を見ますと、取締役にJA兵庫西の方が一人おられますが、この方はJA兵庫西とは縁が切れたと、縁が切れたといいますか、役員を退任されたということもお聞きをしておりますし、区長会の代表ですね、この方もことしになって、たしか交代をされたというふうに承知をしておるわけなんです。

これがあのときにも話がありましたように、当て職が多いといいますか、大方が当て職で、あと町の職員ということですから、この点については相当厳しい指摘があったわけですが、その後の取締役会でこの件についてどういう検討がなされたのか、それについてお答えをいただきたいと思っております。

産業課長 先ほど議員さんが申されました昨年12月議会と1月17日の全員協議会での指摘を受けながら、その後の1月31日の取締役会におきまして、その旨を報告しながら検討をしていただきました。取締役会等につきましても、役員は少数化、機能する人選の検討が必要ではないのか。また、期間内に開催ができないので、もっと早くから日程調整の必要があるのではないのか。また、監査役等につきましても、町担当者が監査役となるのは、みずからの仕事をみずから監査するというようなことになるので検討が必要ではないのか。監査役は強い権限を持つので、しっかりと発言のできるものを人選することが必要であり、外部専門家等についても検討が必要ではないのかというように、次期改選時に検討を行うという内容でございました。

吉識定和議員 もちむぎ食品センターは、私、1月17日にも申し上げたんですが、余り細かいところまで我々が言うよりも取締役会が頑張って、いろいろ協議をしていた

だいて進めていただくと、改善していただくことが本筋だろうと思いますので、この取締役の選任等々ですね、さきの12月の議会の意見等々も十分に反映させていただきたいと思います。

ところで、いつも申し上げるのですが、取締役会は開かれておるんですか。その後はどうなんですか。それもお聞きをしておきたいと思います。

産業課長 取締役会につきましては、19期につきましては10月31日、先ほど言いました1月31日、その次が5月29日に開催をさせていただいております。

吉識定和議員 この1月17日の全員協議会でも資料を見せていただいたんですが、実際にお聞きになっても、取締役さんが出席をされませんとどうしようもないわけです。委任状が出てきたという報告がございました。委任状では物言いませんので、数に入るかどうかわかりませんが、ご意見を拝聴することはできませんので、そういう意味からも、この取締役の選任というのが非常に大事なんだろうと思います。その辺のところをよくお考えをいただきたいと思います。

次にお聞きをしますのは、昨年生産分のもちむぎの代金が、つい最近まで支払われていないとお聞きをしたわけなんですけど、これが事実かどうか。お支払いになっておればいいわけなんですけど、もしまだであれば、いつものようにしようとしておるのかお尋ねしたいと思うんですが。私は、先ほど言いましたように、会社の経営になりますと、人、物、金ということを使うわけですけども、特に商売をやる場合には信用というものが非常に大事なんじゃないかというふうに思います。物を買ったけど金が払えないのか、払わないのかわかりませんが、そういうことになりますと、信用という部分では一番マイナスになるだろうと思うわけですね。ですから、この点について、社長である町長にお尋ねをします。

町長 もちろん信用が大事でありまして、昨年つくられた麦が、まだ支払われていないというのも事実です。ですから、これは最近開かれました取締役会に諮りまして、これは1年も待ってもらって払えないというのは、吉識議員が言われるとおりでありまして、これはもう払ったのかどうかわかりませんが、少なくとも、この6月以内にできるだけ早期に払うように資金手当も全部済んでおるはずでありますから、それを払ったのではないかと考えてますが、月末までには私の責任でもって必ず払うことにしております。

立ったついでですので、いろいろとお答えをいたしますけれども、実は私、一般質問を楽しみにしておるわけなんですね。というのは、一定の年を重ねますと、なかなか自分で勉強ができないという側面があります。本は読むのは好きでありますから今も読んでおりますが、そう何もかも読みきるといのは無理でありまして、私は、専ら世界の動きの方がどうなのかということの方を興味を持って読むわけでありまして、もちむぎ食品センターの経営の書物も読みますが読めない。

そういうときに、どうして勉強するのかと言いますと、吉識さんのように一般質問で尋ねていただくことが最大の勉強であるわけでありまして、これは非常に楽しみにしております。その勉強をもとにして、今度、取締役に言って、こういうふうに言われておるんやから、今度こういう面で改善しようというそういう形で勉強させてもらっているわけです。そういう面では、ちょっとずつは改善が進んでいっている。飛躍的にせないかんのやないかと言われると、そのとおりで私の勉強能力のなさというところに責任を持っていてもらおうというわけなんですけど、しかし、それでもちょっとずつは改善をやっていっているはずなんですね。今の論議していただいているときは、一番苦しい予算のときな

んです。売り上げが伸びるのは6、7、8月というときでありまして、今4月の予算でもっていらっしゃいますから、そんなこというて8月済んで決算でどうやったと言われますと困るわけなんです。今、6、7、8月と、とにかく頑張ろうということで社員も私どもも一生懸命頑張っているところなんです。

そういうことですから、ご指摘の点とか疑問に思う点は、どんどんと一般質問、あるいはその他で教えていただきますと、できるだけそれはしっかりと学んで経営に当たりたい、こういうふうに思っています。代金は6月末に必ず払います。

吉識定和議員 町長、冗談やなしに、もう5月の末から6月の初めに、麦刈りをするわけですし、もう既にことしの麦が入るとるわけです。私が思いますのは、たしかあれ、補正が3月か何かにあります。あのときに袋の数が多いとか、少ないとか、違うとか何とかいうような話がありました。そういうふうですと、せっかく頑張っていてやっていただいている方に、また、実際にもっとつくればくれるんですけども、なかなか麦の在庫が多くて半分ぐらいにということでご無理を申し上げて生産をしていただいておりますから、だから、できるだけ早くお支払いをしていただくということが大事なんじゃないかと思えます。

先ほど町長ああいうこと言われましたけれども、私も実は、5月30日の産業建設常任委員会の報告書を見せていただきまして、思いましたのは、6、7、8月と決算まで3カ月ですね。そうしますと、中元商戦にかけて、この足りない利益を挽回していくということしかほかに方法がないわけです。ですから、その辺のところ、これまでの取り組み等々を尋ねながら、ただ頑張るんですわ、頑張るんですわではなかなか実績にならない。今までもちゃらんぽらんにやりますねんと言われたことは一回もないと思えますし、町長も言われておったように、初めから損しようと思ってやりよるわけやないんですというような答弁もありましたように、誰だってそうだと思うんですが、だから、やっぱり具体的に一つ一つ詰めていただけて、町長が社長ですから的確な指示をしていただけて頑張っていたらいいと思うんです。そんな意味から、今回ちょっともちむぎの状況についてお尋ねをしました。

そのこととちょっと離れるんですが、1月17日の全員協議会に参加、出席をさせていただきまして、一点、私、あのときに気になったことがありました。といいますのは、あらかじめ課長さんをお願いをしておりますので、会社法の976条第7号、これを皆さんにご披露をしていただきたいと思います。

産業課長 それでは、会社法の第976条を読み上げさせていただきます。

第976条、取締役、監査役、執行役、会計監査員は、次のいずれかに該当する場合には100万円以下の過料に処する。

第7号、定款、株主名簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、事務報告、付録明細書、決算報告、監査報告に記載し、もしくは記録すべき事項を記載せず、もしくは記録せず、または虚偽の記載もしくは記録をしたとき。

以上です。

吉識定和議員 朗読をしていただきましたように、私、あのときに、もちろん在庫が決算書と違っておりますので、字句の修正をするというふうなことも答弁として社長である町長が言われました。17日に、最後の方だったと思うんですが、私、この中に、計上されている売掛金の中に回収不能のものはありますかと、あれは幾らありますかと尋ねました。

そうしましたら、即ですね、百五、六十万だったと思うんです。きちっとし

た数字は覚えてございませんけれども、そういう答弁がありました。これ、こういうことこそ今の会社法のこの条文に当たるのではないかと。いわゆる不実記載といわれるものではないかと私は思っておるわけなんです、社長である町長はどう思われますか、お聞きをしたいと思います。

町 長 それが不実記載かどうか、すぐ判断をと、これまでも勉強してということなんですありますが、そこまではちょっとわかりませんが、できるだけ内容を正確に報告するというのは、これは私の思いでもありますからそうするというのが当たりまではないかと、それはそのように思っています。

吉識定和議員 最近特に厳しくなっていまして、株主を中心に考えていくような状況になってきておいて、こういうふうな数字が虚偽の数字であるというのは一番おかしいものだと思うわけですね。

もちむぎは次回にしまして、次にコンプライアンス条例について尋ねます。

私のコンプライアンス条例についての認識と課長の認識は、どうも違うのではないかなと思いますので、コンプライアンス条例とはどんなものなんだと認識をされておるのか。まず、総務課長さんにお尋ねをします。

総 務 課 長 このコンプライアンスといいますのは、よく使われます法令遵守という意味で使われております。また、企業倫理でありますとか、経営倫理との関連でも使われております。一般的には社会秩序を乱す行動や社会から非難される行動をしないことと言われております。

質問のコンプライアンス条例といいますのは、ある市では信頼回復のための条例を設置したり、また、あるまちではまちづくりの基本的な考え方を示した条例であるとか、そういうふうにされております。

したがって、私の思いますコンプライアンス条例といいますのは、それぞれのまちに合った住民に信頼をされるための行政を目指した条例であると、このように思っております。

吉識定和議員 じゃあ、副町長も、ちょっとどうお考えになるのかお答えをいただきたい。

副 町 長 総務課長が答弁申し上げたとおりでありまして、法律そのものにつきましては、人間の行為の許容される上に限界に一定の枠組を設けて文書化されたものであると思っております。

法の定める規定内での行為については自由な行動を認めるかわりに、その法律を超える逸脱行為については、それを罰するためのいわゆる罰則規定等が設けられているところでありまして、議員の申されておりますコンプライアンス条例を設けるに当たっては、客観的価値基準の設定が前提になるものと思っております。

いずれにいたしましても、社会秩序の意思というものが根本になろうかと思っております。

吉識定和議員 そういうことらしいんですが、前回質問させていただきましてから、その後この件について町としてどういうふうなことを、何かされたのか、それとも何もされなかったのか、まずそれを教えていただきたいと思っております。

総 務 課 長 前回お答えさせていただきましたのは、いろんな形で福崎町に参考になるもの、また、取り入れたらいいようなものにつきまして、ありましたら検討、また、改正等も加えていきたいと、このように申し上げております。

そういった中で、現在、総合計画の見直しを行っております。審議会でありまして、また、まちづくり委員会、また策定委員会、ワーキング等の中で、これらについてのいろんな意見を聞いて今後の参考にしていきたいと、このように考えております。

吉識定和議員 私は、今の答弁がよく理解ができなかったんで、思うんですけども、何が原因

で進まないのかということをおもうんですね。何か障害でもあるのかなと思うんですね。サイドブレーキが何ぼやっても下りひんねんとかね、上がったままで。課長さん、そういうことはございませんか。これ最後、これで終わりますから。

総務課長 今のところ、福崎町にこういったところがなかったの、今のところ改正をしていないと、こういうことでございます。

吉識定和議員 どうもありがとうございました。ちょうどお昼も回りました。これで一般質問を終わります。

今後、引き続いて教育行政、また、もちむぎ食品センターにつきましても、いわゆるコンプライアンス条例、情報公開条例等々につきましても、しっかりと私も見守りながら、いろいろご意見を申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、吉識定和議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午後0時04分

再開 午後1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

次は、5番目の通告者、小國正子さんであります。

1. 自転車の安全対策をめざして
2. 町主催による戦没者追悼式について

以上、小國議員どうぞ。

小國正子議員 失礼をいたします。議席番号15番、小國でございます。議長の許可をいただきましたので、2点について一般質問をさせていただきます。

1点目は、自転車の安全対策をめざして、でございます。

この件につきましては、先刻質問をなさいました難波議員の二番煎じとなっております。内容につきましてはダブっている点多々あるかと思いますが、どうぞその点につきましてはご容赦をいただきたいと思います。

自転車は手軽な乗り物として愛好され、通学や通勤、荷物の運搬などの手段としてだけでなく、健康増進のための身近なスポーツ用具としても幅広く使われているところでございます。また、地球環境に優しい無公害の乗り物としても評価され、しかも、日ごろ、タウンサイクルとして使用する自転車は、比較的安い価格で手に入るということで、その利用度はますます高まっているようであります。

スピードへのあこがれは人の持つて生まれた本能で、私たちは、幼いころから車に乗ることに喜びを持ってまいりました。1人で車を操る冒険、そして、それを達成したときの喜びは、だれしも経験があると思っております。私は、小学校2年生のころから自転車をよく利用したものでございます。自転車の利用を通じて身体の機能の発達を促すとともに、自分をより高い段階へと実現させる手段として私たちは自転車を利用しているところであります。

このように自転車にはたくさんの利点がありますが、その反面、社会的にさまざまな問題も生まれてきております。道路を利用する人が守らなければならない法律である道路交通法では、自転車は車両の扱いとなっております。しかし、自転車利用者の中には、自転車が車両であるという認識を持たないままに自転車を利用している人も少なくありません。また、我が国では、自転車専用

道路とかレーンが整備されている場所が先進諸国から比べますと非常に少なく、また、自転車をレクリエーションの道具として利用する発想も未成熟な国民と言われております。

こうしたことや自転車についての交通安全教育が十分にされていないこともあって、自転車にかかわる交通事故も見過ごすことができない状況となっております。毎年18万人近くの人々が負傷し、1,000人近くの人々が自転車事故で命を落としているようではありますが、自転車運転者側に違反行為がなく事故に巻き込まれた人は約5万6,000人程度いるようであります。

また、一方、安全不確認で約4万7,000人が事故に遭い、前方をよく見ないで事故に遭ったというのが約1万8,000人、交差点の進み方の決まりを違反して事故に遭った人が約6,000人と、このような分析がなされているとの記述に、私は大変驚いている次第であります。

自転車が法律ではどのように扱われ、自転車利用者は道路上でどのように行動しなければならないのか。そして、ルールとマナーを十分身につけた上で楽しく自転車に乗り続けたいと私は強く感じる今日この頃でございます。自転車交通事故の犠牲者の減少を願って、ただいまからお尋ねをしまいたしますので、よろしく願いをいたします。

その1といたしまして、自転車は道路のどこを走ればいいのか、こういうことを、まず私は初心に戻って考えたわけでございます。道を走る、それは当たり前前の答えでございますが、歩道のあるところでは多くは歩道を走っているのが実態でございます。でも自転車は軽車両と位置づけられているために、歩道と車道の区別のあるところでは車道の左側を通行しなければならないと道路交通法上定められております。歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければならないなどの制約もありまして、自転車族は道路交通法を正しく守ることが義務づけられているにもかかわらず、気楽に走っているのが現状でありますけれども、そういった中から尋ねてまいります。

まず一点目は、わかりますればの答弁で結構ですけど、町内に自転車はおおむね何台程度あるのか。税の対象にもなっていませんからわからないかなとは思いますが、わかればでございます、お答えを賜りたいと思います。

住民生活課長 調べてみたんですが、把握できませんでした。

小國正子議員 当然かなと思ったんですけど、まず、最初はこのようなことから入っていきなと思ってお尋ねをしたまででございます。結構です。

次は、ちょっとお昼の延長でございます。クイズ形式のお尋ねを一点していきたいと思っております。

自転車で仮に課長が役場を出発して、中縦のボックスより、あえて店の名前を申しますならば、例えば、ボックスより南にあるイセダ屋の福崎店へ買い物に行く場合、自転車での安全を考えると、どのような道を選んで行くべきとお考えでしょうか。私見をお示しいただきたいなど、このように思います。

住民生活課長 お年寄りでありますとか、子どもさんでありますとか、私のような成人男性でありますとか、そういった状況によって異なるんじゃないかなというふうに思うんですけども、仮に私ならどの道を通るかということに答えさせていただきたいと思うんですけども、役場前の交差点を南に行きまして、中縦ボックスの中を通過して、以後、自歩道を南進してイセダ屋さんの方に行くと思っております。

小國正子議員 私もね、歳を取っています、課長より。でも、やはりその道を通りたいんですよ。通りたいんですけど、やはり通学路と言いますか、ちょっとボックスより西に振ったところに通路というものがつくってございますので、私は、邪魔く



さいんだけど、また、イセダ屋に入るときに、あの交通頻繁な道路を越さなきゃいけないとは思いつつも、あえて右に折れて、あのボックスをくぐって、そしてずっと南下をしていくわけなんですね。やはり歳取りますと運動神経も鈍うございますので、ぱっと行動が起こせない。そういうことから事故というのが頻繁に起きてくる。やはり高齢者、そして子どもさんの事故、特に自転車におきましては多いというのが、私そういったことだろうか。自分で、ここ2年ほど前から自転車を随分踏み回っておる経験者としてこういうことをふと思ってクイズ形式のお尋ねをさせていただきました。

とにかくな、この間も下校の生徒さんに出会いました。西光寺のお子さんでしたね。「あんた方、どこ通って帰るの」と。「あのボックスを通って帰るんですか」「いや、お婆ちゃん、私ね、このまま南よ」「ボックスの中ね、気をつけないといけませんで」という話をしながら別れたんですけど、やっぱり近道をしたのが人情ですからね。そういうふうなこともいろいろと考えて、今後の対応をいろいろと検討をしていただきたいなと、このような思いから、今、ちょっとクイズのようなことを申し上げた次第でございます。

そして次のお尋ねは、歩道の幅なんですね。歩道があるところないところ、そして歩道の狭いところ、わりにゆったりとした歩道といろいろございます。道がついた時点のことも考えますと、それはいろいろあってしかるべきだと思っております。昔からある道では歩道なんて考えてもいなかった時代もございますので当然かと思いますが、その歩道の幅ですね。普通何mで自歩道、自転車、歩行者両方が通れる自歩道については何mが正規の幅でしょうか。この点についてお尋ねをいたします。

まちづくり課長 道路の設計基準で申しますと、現時点では歩道の幅は2m以上、自転車歩行者道の幅は3m以上となっております。

小國正子議員 そうですか。それだけゆったりととってある歩道、そして自歩道というものは、余り多くないんじゃないかなと私の感覚では思っております。

この間もふと気がついたんですけど、新町から市川を渡りまして、東詰めのところから西野の村の旧道に左手に入っていく細い道がございます。一方通行ですね、あれはこちらから入れないです。あそこの道までは自歩道という看板があがっていることに気がつきました。私知らなかったです。いつも自転車の場合は、あの道を通るわけですから、ああいうふうなこともつい見落としていたなという感もいたしますが、この町内に自歩道の標識が設置されているところ何カ所ぐらいありまして、延べの距離にいたしまして何km、何mと申しますか、あるのでしょうか。それにつきまして、お尋ねをいたしたいと思っております。

まちづくり課長 この自歩道の標識は公安委員会の方が設置するものでございますので、福崎警察署に情報提供を求めました。平成19年度末現在の路線数、延長でございますが、10路線で延長は23.8kmでございます。

小國正子議員 私、通告には書いてなかったんですけども、パーセントにして大体何%ぐらいになるのでしょうか。全道路の延長と申しますか。わからなければ後ほど結構でございますけれど、わかれば、よろしいです。

まちづくり課長 大体50%弱でございます。ただ、申しました今の設計基準は3m以上でございますが、公安委員会のほうは、やむを得ない場合、ここは道路安全やという場合の設置でございますので、当然3m以下のところも標識は掲げられております。

小國正子議員 次は、中島井ノ口線の中縦ボックスから南進をする新設道路のことについてでございますけれども、これも前に議員がお尋ねになったんですけども、私は私なりのお尋ねをしてみたいと思っております。

少なくとも自歩道をつけていただけることかなと、私、勝手な思いをいたしております。それで、いろんな本を読んでおりますと、なお欲を申すならば、自転車ゾーンと歩行者ゾーンに段差をつけるなり、植栽帯で分けた歩道をつくれるならば理想の道路と言えらると思うのですけれども、そういった点につきましてはいかがなものでしょうか。実は、今、財政的に困っておる時代でございます。もちろんぜいたくは敵と戦時中の言葉じゃございませんけれど、そのような時代でございますので、このような要望がありましても、できるかできないかはわかりませんが、自転車愛用をしておる私なりの思いからお尋ねをする場合は、このようなお尋ねが考えられるのでございますが、この点についていかがでございますか。

まちづくり課長 この中島井ノ口線の南進の工事は、国の国庫補助事業の採択を受けて事業を進めておりますが、やはりその事業採択の中で、街路として18mでございますが、幅員構成というのが決まっております。そういったことで、限られた幅員の中での歩道設置でございますので、比較的広い幅員の確保はしております。そういったことでご理解をいただきたいと思っております。

そして、この中島井ノ口線は両側歩道で片側3mでございます。車道と自転車歩行者道の上に1.5mの植樹帯を設けて安全対策も講じているところでございます。そういうことから、今申されました自転車ゾーン、歩行者ゾーンに分けての計画は行っておりません。

小國正子議員 これは新聞で読んだ記事でございますけれども、全国的な見地からですね、兵庫県下でも何カ所かそういったぜいたくなといましようか、当然なされるべく歩道がつけられる地域が3カ所あると聞きました。これは3月27日に神戸新聞の掲載記事でございましたけれども、須磨区の市道、そして西宮市、尼崎市、これらの国道か市道か、この西宮と尼崎につきましてはわかりませんが、1km少々の距離をこういう歩行者ゾーン、そして自転車ゾーンといったような区別をつけながら交通安全対策の一環として改良をしていくという記事でございましたけれども、そういったことが新設道路におきまして、できればやっていただけるものかなと私なりのよく目からついこのようなお尋ねをしたわけでございますが、中島井ノ口線の縦貫から南につきましては、そういうことは不可能ということですね、課長さん。ああそうですか。残念でございます。

そして、次ですけれども、その中島井ノ口線の中縦ボックスより北の道路について、私の思いをここで申し上げさせていただくならば、町木のクロガネモチの木が歩道に植えつけられております。実は、その分だけ歩道が狭くなっているわけですね、当然の話です。木はないよりある方がいい。景観上よいのですけれども、歩道、自歩道等を設置する上の条件としては、これはそういう樹木の植栽、前議員さんの質問にもございましたが、南下する中島井ノ口線には樹木は植えないと、低木を植えるというようなご説明がございました。

その中で、ああそうか、植えられないんだなということは知ったんですけれども、私は、そういう高木というものに対しては、余り好ましいとは思っておりません。それよりも、どちらかといえば、歩道、自歩道といったものを、たとえ少しでもゆったりととっていただく、これが将来に対しての望ましい姿ではないかなと、このように私は考えたわけでございますが、そういった点を考えまして、自歩道を設置する上での条件は、どのように定められているのでしょうか。そういった今、幅のことはお尋ねしましたけれど、木を植える、高い木は植えない。そして低木を植えるとかそういったいろんな条件が示されてきて

いるのではないかと思いますので、その内容につきまして、わかる範疇で、中島井ノ口線の適用のできるような内容のことをお伺いしてまいりたいと思います。

まちづくり課長 道路を設計する場合は、その設計指針、道路構造令をいうものがあるんですが、中島井ノ口線、構造令で言いますと、第4種に該当するんですが、特に交通量等によって植樹帯を設けることということになっておりますので、中島井ノ口線につきましては、この道路構造令に基づいて植樹帯を設けます。

高木は植えないということで、その理由としては、先ほど言いましたように、事業費のコスト削減を考えて低木の植樹のみというふうに考えているものでございます。

小國正子議員 私、課長のご答弁を伺いまして、ふと頭に思い浮かんだんですけれど、高い木を植えずに低木を植えると、このようなお話がございました。その低木を植えるということにつきまして、私は、日ごろからココロクラブで月に1回でございすけれども、樹下の手入れということですとずっと出ておるわけですが、そのときに感ずることは、ああいう低木を植えてもね、あとの管理というものに随分町としてもお金がかかっていくんじゃないかという気がいたします。

それで、私見でございますよ、何もこれでぜひやれというわけじゃないんですけれど、私が思いますには、やはりこういった低木といえども、お植える際には、その自治体ですね、その村ですね、そういったところと十分ご審議をいただいて、その村の方が、そういうことは村で区民が協力体制をしいてボランティアで草引きなどを十分やっておりますというような結論づけがなされたらそういうことをされてもいいんですけども、これ、義務づけられていたら仕方ありませんけれど、できればそういった地元区の協力体制、こういったことが事前に十分なご協議をされて、協力していただけるような体制づくり、今後においては、こういうことがまずもって大事だと思います。草引きか、シルバーに頼んだらええがな、これではね、お金いくらあっても足りませんので、そんなこといいますとシルバーの仕事がなくなっちゃうんですけど、そういうふうな物の考えじゃなくして、やはり自分たちは地元の者が汗を流してでも少しでも経費を節減していこうというような気持ちで私はやっていただけるような策を中島井ノ口線のボックスから南下のところのお話の条件の中にですね、一つお加えいただくわけにまいらんでしょうかねということをご私なりのエゴ的なご提案でございますが、こういうことを一言、それは地域の人にしたら小言おっしゃいますと。わかってますけれど、そういった時代なんだということをご理解賜るといことで、ひとつお話をさせていただけないもんだらうかなと、これを思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 町内にも道路愛護というようなことで、そういったボランティアの輪も広がっております。そして、町もアドプト制度の充実も図っておりますので、この新設道路におきましても、そういった道路愛護の精神をもって地元で管理していただければ、地元にも愛される道路として、そういうことになれば道路管理者としても非常に歓迎するものでありますし、また、お願いもしていきたいと、このように思っております。

小國正子議員 この点につきましては、私見の勝手な話でございますので、どうなるかこうなるかは町の権限でもってしていただければ結構かと思っております。

そして、次でございます。歩道や自歩道のない既設の道路にあっては、路側帯の左側を自転車が走り、歩行者は歩くのですから、実に危険きわまりない状況下にあるわけでございます。その対策については、町は歩く者、自転車に乗

る者が気をつけなきゃいけない、この答えはわかっているんですけど、これにこういう状況ですけども、その対策というようなものについてのお考えがあればお聞かせをいただきたいなど、このように思います。いかがでしょうか。

住民生活課長 自転車は路側帯通行するときは、歩行者に迷惑にならないような速度でありますとか、方法で通行しなければなりません。自転車の通行マナーを向上させることが大切ですし、路上放置物や違法駐車車両等の指導を含めた道路点検なども必要かと思えます。

小國正子議員 そういったことを日頃から十分にやっていただいて、交通弱者の部類に入る歩行者、自転車の利用者といった人々に事故のないような政策でお願いをさせていただきたい、このように思うわけでございます。

そして次は、路側帯のない道路ですね、最悪の道路の場合にあっては、今の答弁と同じかと思えますけれども、これについての安全対策というものは、今さら用地買収をして道を広げるといってもまいいりません。そういったところに限って、案内家も建て込んでおります。移築してまでもするというわけにもまいいりませんから、先ほどのご答弁イコールだと思えますけれども、もしそれ以外の点で思いがございましたら伺いしたいと思えます。

住民生活課長 また新しい考え方というのは、特にないんですけども、自転車は車道の左側部分、左端側に寄って通行しなければならないということになっております。車両、歩行者ともに十分注意して通ってもらうということが大切だと思えます。

小國正子議員 それしかないでしょうね。そして、次でございますが、路上に自転車の標識の記号のある細長い部分がございます。例えば、この近場でございますと、銀ビルに西から東に向かって入っていくところにはこういったものがついておるわけでございますが、その部分については、横断歩道は自転車に乗って渡れるスペースだということを私、勉強して知ったわけですけども、こういったスペースが町内には何カ所ぐらいあるんでしょうか。これ、あっちでもこっちでもあるわけじゃございませんし、やはり交通量の多いところにこういったものがあるんだろうとは想像はしておりますけれど、さて、町内でこういった横断歩道の標識のあるところ、自転車のですね、何カ所ありましょうか、これについてお尋ねをいたします。

これ、普通の横断歩道、人だけが横断するというその横縞の歩道は自転車は乗って渡れないわけですけども、こういった自転車の標識が記されておるところの歩道につきましては、自転車は降りなくていいわけですよ。乗ったまま通れるということなんです、これは何カ所ぐらいあるのでしょうか。わかればお伺いいたします。

住民生活課長 町内18カ所でございます。

小國正子議員 これは、やはり公安委員会が指定をなさってつけていかれるんですかね。

住民生活課長 そのとおりでございます。

小國正子議員 聞きますと、公安委員会がタッチなされるんですから、むやみやたらとつけられないわけですね、そういったことになりますと。

今、18カ所とおっしゃったんですけど、これ、信号機のあるようなところは大体がついているという計算よりも箇所は少ないように思うんですけど、いかがなもんですか。信号機のあるところには大体これがついているという計算なんです。

住民生活課長 信号機があるからこの自転車横断帯があるとは限りません。

小國正子議員 わかりました。そういった小さなことなんですけれど、そういうことが、もうひとつ、我々自転車を利用している者といたしましても、内容が不十分でござ

いますので、今後こういったようなことにつきましても、十分なご指導をお願いしていきたいなと思っております。

そして、自転車の安全利用の促進ということでございますけれども、これ、去る5月9日の読売新聞に、政府公告で出ておりました。5月は自転車月間ですと、こういう見出しで出ておったんです。小さな一面ですけど。なお、その自転車の安全利用5則が掲載されておりました。皆様も当然ご承知と思えますけれども、その内容につきまして、申し上げますと、「自転車は車道が原則、歩道は例外」。こういうきっぱりとした言い方です。そして2番目は「車道は左側を通行」。次は「歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行」、こういったことです。そして、「安全のルールを守る。（飲酒運転・二人乗り・並進、二人並んで自転車を走らせる、の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認）」。次は「子どもはヘルメットを着用」。こういったことが簡潔に書いてあるわけです。

これだけを守れば相当な事故を防止することができるわけですが、とは言いましても、近年自転車事故が増加している状況下でございます。自転車が無秩序に歩道を通行している実態を踏まえ、また、自転車の歩道通行要件の明確化等を内容とする道路交通法の改正が行われ、これを機に自転車に関する交通秩序の制度化を図り、自転車の安全利用を促進するために、国及び地方公共団体は次の措置を講ずるものとする、こういったことも出ておりました。

その一つでございますが、自転車通行のルール等の周知徹底を図ることについて、今までからもこのようなことは再三再四やおられるということは私もよく承知はいたしておりますけれども、今後特にこういったことを周知徹底を図ることについては、町はどのような方策でもってやろうとなさっているのか、その点についてお伺いをいたします。

住民生活課長 自転車は、自動車と比べますと免許制度もなく、子どもからお年寄りまでさまざまな年齢層の人が乗ることができる一方、自転車事故に対する危機意識が薄いと言われております。自転車の交通安全指導は、学校や地域での交通安全教室等の機会に行っております。

また、6月1日から施行されております改正道路交通法でも自転車の通行ルールが変更されており、この機会をとらえまして、自転車のルールとマナーについて交通安全教室等々で周知徹底をしていきたいと考えております。

小國正子議員 今、課長が申されたようなことは、何も今さら言わなくても過去からずっと引き続いてしていただいておりますので、今さらここで言うまでもないことでございますけれども、最近、八千種地区で、あのような痛ましい事故が発生いたしました。そういったことから、住民も気にしておることだと思います。しかし、つい、うかつとして、小道から大道に出るときの停止を怠るようなことも多々ございますので、そういった細かなことを日ごろから頭に入れるような機会を十分つくっていただくことが大切ではなかろうかと思っております。

その次でございますが、一般のことはさておきまして、学校とか幼稚園、保育所、福祉施設等及び社会教育施設における交通安全教育ですね、自転車利用者が参加する各種の講習会等のあらゆる機会において、自転車交通ルール等の周知徹底を図ることと、この中にありますが、これにつきまして、学校関係の教育担当者のご見解を伺ってまいりたいと思っております。

学校教育課長 結論的に申しますが、学校におきましても、機会あるごとに周知徹底を図っております。

一例を申し上げますと、今、出ておりますように、今回道路交通法が改正

になりまして、自転車のルールが改正になっております。そういったことで、学級担任の方から子どもたちに指導もしておりますし、また、教職員にも徹底をいたしております。

内容につきましては、先ほど来から出ておりますように、ヘルメット着用の制限とか二人乗り・並進の禁止など、そういったことで指導ももう既にいたしております。幼稚園におきまして、園児が保護者に対しまして、ヘルメットを着用するようという指導もあわせて行っております。

小國正子議員 これはね、私、日ごろ家の近所で見かける情景なんですけれども、例えば、西中学校の例を申し上げますと、試験が済んだ後、三々五々下校するとき「あんた、あの1番目の問題どない回答した」というようなことを語りながら帰る。これはいつの時代でもやることですね。そういったことで、大勢が道幅いっぱいになって通行しているとき、そういったところに自転車通学の者がやってくる。そういったときでも自転車がとまってベルを鳴らして、のいてくれというようなことになって、安全な通行はしておるんですけれども。

また、西中が、東中に部活で試合に行くときのことを一例申し上げますと、自転車で2列、3列並んで走っているわけですね。

そして、これも法律に基づいて勉強をしてみますと、前走っている人と後ろ走っている人、一列で当然走っていきなきゃいけない。並進可という二人が並んで行ける標識が上がっているところは別といたしまして、町内にはこんなものがあるのかなのかこれも聞かなきゃわかりませんが、一列で走るのが常識かなと思いますけれど、福崎町内では。そういった場合に、皆が一列に並んで行く。これでも前者の方の後ろの車と、後からついて行っている人の前の車との間隔というものは、平地で1.5から2mあけなきゃいかんというのが原則だそうでございます。私も書物を読んで、そうかと思ったんです。また、緩い下り坂におきましては、もうちょっと距離が4mから6mあけなきゃいかんとか、そういった細かい決まりがあるわけですね。

そういう細々としたことも先生が生徒へ指導をなさるときに、こういったことまでもやっていただいて、徹底した教育をしていただきたいなと、このように思うわけでございますので、そんな点もひとつ余分な点でございますけれども、申し添えをさせていただきたいと思っております。

そして、町内の自転車に関する団体に協力を求めて、効果的な自転車の通行ルール、マナー等の周知徹底を図ることも大切だと考えますが、いかがでしょうかということなんです、この自転車に関係するという団体は、自転車販売店のことかなとも思ったりもするんですけれども、これはとり方もいろいろあると思いますけれど、こういった通行のルール、マナー等の周知徹底を図ることが大切だと思いますので、こういった点を、あらゆる機会をとらえてやっていただきたいなとしつこく申し上げるのですが、そのこともお願いをしておきたいと思っております。

そして次は、自転車利用者の悪質・危険な交通法令違反に対する指導及び取締りを強化するとともに、地域の交通安全活動推進委員などと連携して自転車の安全利用を促進するべく、町としての今後の対策を伺ってまいりたいと思っております。この点について、警察絡みでやらなければならないことだとは思いますが、ご答弁をお願いいたします。

住民生活課長 町の方で交通法令違反に対する指導取り締まりというのは、なかなか難しいと思っておりますけれども、町といたしましては、交通安全対策会議を中心としまして、総合的な交通安全対策の推進を図っているところでございます。

交通安全協会婦人部などと連携もしながら交通安全キャンペーン、街頭立番、交通安全教室などを行っておりますけれども、自転車のマナー向上に向けた指導につきましては、今後も進めていきたいと考えております。

小國正子議員　そして次は、6月3日に民生常任委員会がございましたときに議員が尋ねられて、自転車に係る事故の実態等を踏まえて、その件数だとかいろいろな内容がわかったら資料を出してくれというお尋ねがございまして、そこで資料は頂戴しましたけれども、私は、きょうは自転車のことを主としてお尋ねをしておるわけがございまして、その自転車事故の内容について、事故の件数やら、分析結果として、性別、何歳の方が事故に遭った、天候はどんなで、発生場所はこういう道路上であったと、そしてけがの程度他、課長でわかる範疇で結構でございますので、ご報告を賜ればと思います。

住民生活課長　自転車事故なんですけれども、福崎町では、平成20年1月から5月末までで15件ありました。年齢別では15歳以下が4件、高校生が2件、一般が6件、65歳以上が3件です。時間帯別では、6時から18時までが12件、18時から6時までが3件です。累計別では、すべて自転車対車両です。場所別では、交差点が10件、単路が5件です。

小國正子議員　やっぱりこういった状況を伺いますと、高齢者というのがまず入っておりますし、15歳以下とかいろいろありますけれども、まず時間的にも暗くなる薄暮と申しまししょうか、そういう時間帯もあるかなと、いろいろと考えさせられる点は多くございますが、こういった事例を挙げながら、今後の指導に役立てをしていただきたいなど、このように思うわけがございまして、できるだけそういう事故が再び同じような場所で起きないように対応、対策をしていただけるような要望を特に申し上げます。

そして次は、今日までにも実施されたことと思っておりますけれども、自転車の整備点検や安全運転を行うことは、自転車利用者の義務であることの周知を図って徹底するように、その町内の自転車利用者呼びかけをと考えておりますが、呼びかけというのなかなか大変なんですけれども、どういうお考えでおられるのかも伺いたしたいと思います。

住民生活課長　中学校に対しましては、年一回自転車点検を行っております。また、その他につきましては、いろいろな機会を通じて呼びかけていきたいと思っております。

小國正子議員　それで、これもまた新聞の記事で見たこととございまして、自転車事故の賠償保険への加入促進、賠償の金額がだんだんエスカレートしておるそうとございまして、これは東京の板橋区において、こういう全国初の条例を制定なさったということなんです。自転車事故の賠償保険への加入促進ということなんです。そしてまた、三鷹市でもやろうとなさっておるそうとございまして、近いところでは京都府でも同様の条例を設ける動きが出ているとの新聞報道もございました。これらについての、町の方のやる、やらんは別といたしまして、この件について、町のご見解を伺いたしたいと思います。

住民生活課長　東京や大阪、また、京都などの大都市におきましては、大きな商店街などでほとんどが歩行者の買い物客であるにもかかわらず、自転車に乗って荒っぽい運転をされるといことがしばしばあります。そういった自転車の無謀運転による事故の増加が条例制定の原因ではないのかなというふうに思います。

一方、福崎町におきましては、まだまだ自転車の運転者は、加害者になるというよりは被害者となる可能性が高く、今のところ条例制定までは考えていないという状況でございます。

小國正子議員　その点はいかがでもされたら結構かと思いますが、他の状況をご報告したまで

でございます。

そして、自転車の通行方法等についてでございますが、私が気づいたことは、夜間の自転車で前照灯をつけずに無灯火で走る人がまだまだ多いように思います。特に申し上げたいのは、外国人の研修生に特に多いように感じますね。こういった点から、会社の指導を特にお願いをしていただきたいなと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

住民生活課長 企業にも協力を求めたいと思います。

小國正子議員 そして、最近多いです。自転車だけじゃございません。自動車の運転の人も多いですが、自転車の運転中の携帯電話や傘をさして運転してる。私もこの間までは、この法律ができるまでは雨傘さして走っていたんですけども、それも禁止されておりますので、最近はやめようかなということでやめておるんですけど、こういう指導もまた機会あるごとに十分にさせていただきまして、事故のない明るい福崎町を築いていただきたいなと、このように思う次第でございます。これで、一点目のお尋ねは終わらせていただきます。

その2でございますが、町主催による戦没者追悼式についてということでございますけれども、本年の3月定例会の予算特別委員会の席において、いつまで追悼式を行うんですかというような発言を伺いました時点から、遺族の一人として大変手前勝手なことを感ずるままに申しますと、まことに忌憚のないご意見と私は理解をしているものであります。

ことしの終戦記念日を迎えますと63年経過をしているのですから、戦没者と全く無関係の方が発言をされるのは当然のこととっております。さきの大戦を知らない人々が大半を占める、今日の平和にどっぷりつかっている国民として当たり前なことかもしれません。でも、私は、父をミャンマーで亡くした遺児の一人といたしましては、戦列を極めた戦場において、愛する家族に看取られることもなく寂しく異国の土となった多くの戦没者の気持ちを考えるだけでも辛いものがございます。

それら遺族の心情を思い、毎年手厚く追悼式を今日まで快く行っていたことに対しましては、感謝の気持ちでいっぱいでございます。当時の苦労を経験してきた戦没者の妻が、体力的には弱ってきても、まだ多く生きている現状でございます。一人でも存命している間は、経費を抑えていただいて結構でございますので、町主催による戦没者追悼式を引き続き実施願いたいと遺族役員の強い要望をこの場で代弁をさせていただくものでございます。我々遺族の切なる思いをご理解賜りたいと存じます。

そして、一つ目の質問でございますが、町主催による戦没者追悼式を見直そうとされます理由を伺いたいと思います。

住民生活課長 福崎町では行財政改革を進めている中、毎年各種事業の点検、見直しを行っております。戦没者追悼式事業も戦後62年が経過しており、追悼式のあり方を検証し、今後の方向性を出していきたいと考えているものでございます。

小國正子議員 そして次は、少なくとも今の文書の中にございましたが、戦没者に妻等が一人でも存命中にあっては、経費を最小限に抑えて町主催で行っていただきたいのですが、これは役員会を開催いたしましたときの役員の意見でございます。町のご見解を伺います。

住民生活課長 町といたしましては、遺族会を含め、関係者の意見を聞きながら、今後、町の方針を決定していきたいというふうに考えております。

小國正子議員 次は、この今後についてですね、追悼式の要望という点から申し上げさせていただきますならば、小学生か中学生かわかりませんが、そういった義務



教育の代表者も参加をいただいて、不戦の誓いというような立場から式典をしていただけたらいかがなものでしょうか、というこれは要望でございます。町としては、どのようにお考えでございましょうか、ご見解を伺います。

教 育 長 子どもたちの参加については、訴える力は非常に大きなものがあると思うんです。子どものことについて検討してみたいとは思いますが、イデオロギー的なことに流れないような会合であればと思っております。

小國正子議員 一応戦没者追悼式の最後のお尋ねでございますが、憲法9条を守る会が発足をいたしまして、活動をなさっていることは、我々遺族にとりましても不戦の誓いと理解をさせていただきまして、まことに平和を愛する国民にはよいことだと考えているところでございます。

さて、遺族の願いである不戦の誓いと憲法9条を守る会の不戦の誓いとは、その根底に流れる心情の差異と申しまししょうか、気概というものがあるのでしょうか。これは町長のご見解を伺います。

町 長 それはケース・バイ・ケースだと思います。なぜそういうのかと言いますと、戦没者の方々、私もいろいろとつき合いがありますが、戦没者の方々も9条の会を持っておられるんですね。戦没者9条の会というのがあります。私は、その方々とはよく出会います。しかし、もう一方で、また遺族の方々は、いろいろな集会を開いておられるわけでありまして。同じ遺族であります、いろいろな形が出てまいりますので、平和を願うという点では言葉では同じであります、出てくる行為はさまざまありますから、ケース・バイ・ケースというふうに私は考えております。

小國正子議員 ありがとうございます。

この件につきましては、福崎町遺族会の役員の見解を代弁したまででございまして多くの会員も、この結果がどう出るか見守っているところでございます。何とぞ我々遺族の心情をお酌み取りいただきまして、今後、町長のご判断に期待をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長 以上で、小國正子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開は14時15分といたします。

◇

休憩 午後1時58分

再開 午後2時15分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次は、6番目の通告者福永繁一君であります。

福永繁一議員におかれましては、起立の動作が困難であるため、着席にて一般質問を許可いたします。

1. 前回の質問その後について

2. 障害者対策について

以上、福永議員どうぞ。

福永繁一議員 ただいま議長より着席で発言してもよいという許可を得ました、議席番号6番の福永繁一です。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、温暖化についてお尋ねしたいと思います。

この言葉については、マスコミで放送がない日がないほど毎日放送されていますが、前回の一般質問に対して、企業では、役場ではこうしているんだという回答があったと思います。しかし、我々町民はどうするのかという指示もなかったように思っております。少しでも我々の行いが蓄積すれば、ちりも積も

れば何とかという言葉がありますごとく、大きな力になると思います。そして、自然は一度壊れると何十倍もの年月を費やさねばもとに戻すことはできないと思います。このことについて、町当局の考えをお聞きしたいと思います。

住民生活課長 おっしゃるとおりだと思います。地球温暖化対策として住民一人一人ができることは小さいかもしれませんが、地球温暖化問題に関心を持ち、何ができるかを自分で考え、行動することが重要だと思います。

福永繁一議員 今の言葉は理想であって、何をすべきか、ということは我々凡人にはわかりがたいと思います。細部にわたって、どうしたら温暖化防止ができるのかという指示をもう一度お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

住民生活課長 町としましては、国・県とも連携しながら地球温暖化問題に対する情報発信に努めていきたいと考えています。それを自分でどう受けとめ、この問題にどう関心を払い、どう行動するかは住民の皆さんの判断によるところが大きいと思いますが、一人でも多くの人が地球温暖化問題に関心を持ってもらえるよう努力してまいりたいと考えております。

福永繁一議員 そういうふうにしつこく押し問答しても解決はできないと思いますので、私の個人的な質問について回答をお願いしたいと思います。

ことし1月からごみの新分別が始まっております。いろいろと収集され、いろんなところに持って行かれていると思います。その中で、せっかく分別したものが最終的に焼却されているのが多いと、このように聞いたのですが、その真意についてお伺いしたいと思います。

住民生活課長 町の分別収集計画に基づきまして、集めましたごみ、資源ごみ等は、すべてリサイクルをしております。先ほど焼却というようなことをおっしゃいましたが、そのようなことはしておりません。

福永繁一議員 ペットボトルはリサイクルの方に回されていくと判断はいたします。私が情報を得たのは、すべて中国の方へ流れてしまっていて処分されているというふうな極端な例もお聞きしておりますが、その真意は、今、課長が答弁されたことについて、疑うことは失礼でありますけれども、我々がせっかく集めて、手を汚しながらごみ分別に協力していると。その中で、最終的な処分はぱっと燃えて消えてしまう、また、ほかの国へ行ってしまふ。ほかの国でも地球上で利用できればそれほど越したことはないんですけども、我々はどういうふうにされているんかという心配もあり、今後こういうごみ分別の中で活動していく中においても不安があり、物足りなさが出てくると思います。ですから、ほんとのことを教えていただき、住民の行いに対して激励できるような言葉がほしいと思いますが、いかがでしょうか。

住民生活課長 ペットボトルですけれども、昔、町がペットボトルを分別収集したときには処理をするのに町の方からお金を渡さなければいけなかったという状況がございましたが、現在、ペットボトルは有価物といえますか、どちらかといえばお金をもらって売れるという、そういう状況になっておりまして、まさかそんなものがどこかで焼却をされているというような状況は、私としては考えにくいと思っております。

福永繁一議員 その言葉を信じてやみません。

それから温暖化の進行についてですけども、マスコミの話ですけども、サンゴは沖縄とか鹿児島南端に繁殖しているのが、今は東京湾でもサンゴは発生しているという状態であるということは、やはり海水が温かくなっているということだと思います。このことについて、町一つでは解決できないことだと思いますけれども、我々の力も少しでも役に立つなら、こういうことをし

たらこういうことがなくなるよ。北極でも氷が溶けて行ってシロクマが餓死しているというふうなこともテレビ、紙上、マスコミで放送されております。我々動物を愛する者については、もう心苦しいことなんですよ。

我々も少しでもそういうふうな役に立つなら、福崎町は山群であり、亀坪は特に酸素の多いCO<sub>2</sub>の消化機械のあるところなんですけども、そういうところからでも発生して行って、ええかつこ言うんやないですけども、世界の国々に貢献できればなということで町当局の知恵を今度はお借りしたいなど。そして、その中で、我々が活動していくというのがベターじゃないかと思って、この何をというの、前回、最終的に回答がなかったんで、今回出したわけですけども、それが整理できてなかったら今回もよろしいですが、何かそういう思いつきとかそんながあるならば、この場を出していただきたい。いや、それは考えてないよ、次にまた考えますということになれば次に移りたいと思いますが、回答はありますでしょうか。

住民生活課長 地球温暖化防止対策のアイデアがあるのか、ということだろうと思えますけれども、日本全国そういった対策につきましても、いろんなことが行われております。今おっしゃったように、サンゴがどうこうと、これを守っていくためにどうしたらいいかというようなこともございますし、私もちょっとこの間、インターネットを見ておりましたら、夏至の日には100万人のキャンドルライトというようなことで、8時から10時の2時間みんなで一斉に電気を消しましょうとかいうような取り組みが環境省主催でしょうか、全国的にされるみたいですね。そういった取り組みが、いろんなところで、いろんな角度でやられていると思います。ですから、私が思うには、そういったことに関心を持ってもらうようにいろいろ町の方で情報発信して、そういう取り組みに、おもしろそうだな、私も参加してみようかというような人を一人でも多く増やしていきたいと、このような考えを持っているところでございます。

福永繁一議員 今、RPFといってリサイクル固形燃料化ということで、後期高齢者の方で、利用されている方もあろうかと思えますけど、紙おむつは、今、ただ、焼却するだけやと。これは今言いましたリサイクル固形燃料化にすることによって価格は1kgで25円から35円で仕上がるらしいけども、これが重油の半額以下の値段で、そして、火力が重油並みの燃料があるということが、日本農業新聞に出ているわけです。これならば燃料も助かるし、同じ燃やすにしても利用があり、また、効果があるということです。こういうことも福崎町においても先進的にやってもらえば、全体的な温暖化防止も軽減されるんちがうかなと。普通、燃やしてしまうんですよね。詳しいこと言っていると私の時間がなくなってしまうので、こういうことも考えてほしいなということをお願いいたします。するかせんか、努力しますか、どちらか返事をいただきたい。

住民生活課長 福崎町としましては、ことし1月に新ごみ分別ということで、燃えるごみからプラ容器、それからミックスペーパーということの分別を始めました。大きな転換をしたわけでございます。当面は、その分別を周知徹底ができるように頑張っていきたいと思えます。

福永議員の言われましたRPF、こんな事業につきましても、今後、研究はさせていただきたいなというふうに思えます。

福永繁一議員 課長の力強いお言葉を賜りまして、私もうれしく思っておる次第でございます。そういうことで、次の質問にいきたいと思えます。

次は、環境保全ということであげています。大自然の山々の樹木を維持管理するのも大切な行いだと思えます。昨日6月24日で松くい虫の2回目の予防

が終わりましたが、これも大切な自然維持を推進する行いだと思っております。

以前の答弁では、松が枯れても常緑樹が生えてくるから大丈夫だということをおっしゃいましたが、一度破壊すると、もとに戻るのに100年以上かかると、NHKの番組で言っていました。

ということで、今さら言うまでもありませんが、樹木はCO<sub>2</sub>処理施設であり、O<sub>2</sub>発生装置であることは忘れてはならない大切なことだと思います。無くして泣くより、大切なものがある間に処理することが、安価で、また確実に復元できる手法だと考えますが、町当局としては、どのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

産業課長 大気中の二酸化炭素の吸収源となる森林等の維持確保は、森林整備を一層推進することが重要であります。県におきましても、天然林では、里山林整備の里山ふれあい森づくり事業の実施を、また、人工林では、植林、下刈り、間伐などを行う環境対策育林事業を実施しております。福崎町におきましても、この補助事業を活用して森林の整備を推進、実施しているところでございます。

福永繁一議員 今、素晴らしい言葉が出たんですけども、それには私、感動いたしますけれども、今までの行いから判断すると、つくった回答の表現だと私は判断します。

といいますのは、私、去年、「松くい虫の予防は、何で毎年減っていくんや」と聞きました。ことしも実際に少なくなったことは皆さん知っておられますね。実施された関係上、よくご存じだと思います。そして育林、これも「松が枯れても常緑樹が生えてくるからええんや」ということも議事録の中にもちゃんとうたってあります。今から、課長には申しわけない言葉を発しませんが、やはりさっきも言ったように、本当のこと、できることを少しでもやることによって前進していくということなんですよ。

だから、今後、課長の横に樋口技監がおられますので、これは県に言っただいて、パイプを太くしてもらって、大切な資源を維持、更新、そして我々が楽しい福崎町、夢見たいなことを言いますが、実際に将来にわたって、これは必要なことなんです。だから我々の子孫のためにも、やはりそういうことをかっちり守って、福崎町が行なえばええんやということだけやなしに、兵庫県、また近畿地方、全国と、こういうことが推し進められて、よくなっていく方法を見つけてほしいと思いますが、いかがでしょう。

技監 私もこの4月から福崎町へ参ったわけですけども、環境問題というのは、いかんせん環境省にとどまらず、所管官庁がばらばらでございまして、国の施策によって地方自治体のやることが異なっております。そういった意味で、私も県とのパイプ役としまして、国の施策がどうなっているか、そこらあたりの情報収集に努めまして町の行政に反映していけたらと思っております。

町長 環境問題というのは重要であります。したがって、情報も多面的に提供をするということでいたしますと、きのう、福永議員がおっしゃった松くい虫の防除を実施いたしました。そのちょっと前に、出雲市で松くい虫の防除によりまして一定の被害を出したということが全国的なニュースとなっているわけです。そうなりますと、私の家の電話は町内からでは恐らくないであろうと思いますが、ちゃんと福崎町も松くい虫の防除を行うというニュースはどこからか入っていったと思いますから、なぜやるのかという抗議もどんどん都市部からだと思っておりますが入ってきているということも実態なんです。

そうなりますと、なかなかこのバランス感覚でありますとか、いろんな関係で、里山まで、あるいはもっと都市部までひっくり返して防除をなささいというふうなことが言えるかといいますと、今、なかなか力関係で言いますと、やめ

とけという声の方が、私の家へ入ってくる電話ではすごく多いというのも実態なんです。

ですから、そういう両方の情報を、あるいは要望が町へも、特に私の場合は寄せられてくるということでもありますので、担当課にいたしましても、その辺は随分苦慮しながら政策を進めているというのも実態であろうかと思えます。

しかし、自然を守るということは極めて大事です。さらに、もう一言申しますと、一番温暖化防止を阻害しておりますのは、はっきり言いますと、アメリカなんです。これがなかなか京都議定書には批准をしない。アメリカが批准しないもんですから、それにくっついている日本は、なかなか批准をしてもらえないということでありまして、この間、国連で日本は化石賞をもらいましたんですね。それはご存じだと思います。もう役に立たないと。環境問題では役に立たない。もう化石になってしまったということで、国連で化石賞という賞をもらっておられるわけで、こういう国の中で地方自治体が運営をしているという実態がありますから、なかなか地方自治体だけでこんな大きな問題を判断する解決すると言いましても、非常に難しい。そういう中でも福永議員さんの知恵を借りて、力いっぱい頑張っていきたいと思えます。

福永繁一議員 地元の環境から維持することがスタートの第一条件だと思います。足元を崩して、ええかっこ言うて、よその方へ行っても、ものは言えないと思えます。幸いにして福崎町は、森林に富んだ、また、草原豊かな町であり、それを維持することによって、まず初めに言いましたように、少しでも温暖化防止に寄与できるんじゃないかと。もう一度言いますと、CO<sub>2</sub>の消化機械があり、酸素発生装置が、自然にあると、それを維持向上していこうという気持ちがある、そんなやじ馬もいるかもしれません。町長もちょっと禪締めて福崎町に貢献できる、今以上のものをやってもらいたいなと思えます。これを2人で議論しても何も前進いたしません。ですから、時間は取りたくないのに、一応これでおいときますが、町当局としても、また検討をお願いしたいと思えます。

それで次は、バイオエタノールということで掲げております。昨今、原油高により、次々とガソリンが値上がりし、来月もまた値上がりするそうです。もう間もなくリッター200円になるとも言われておりますが、町民の皆様方の生活に与える影響は大変大きいと考えます。

一方、福崎町では、国の政策により休耕田があり、ほかの作物をつくる、宝の水田がたくさん眠っております。私は、機会あるごとに具申しておりますが、いつまでたっても県から国から指示がないのか、産業課長は逃げてしまいます。我々は、このまま放棄し続け、町民が苦しむのをずっと静観し続けるのが正しいのかどうなのか、お伺いしたいと思えます。

産業課長 バイオエタノールにつきましては、燃焼させたときに排出される二酸化炭素はもともと空気中にあった二酸化炭素を植物が取り込んで燃焼させたもので、もとに戻るだけで温室効果ガスを増加させるということにはならない地球環境に優しい燃料であり、必要であると思っております。

バイオエタノール燃料が供給されることになれば、地域の耕作放棄田の再生用、また、食料の供給と両立するエネルギー作物の栽培が始まってほしいと思っております。

しかしながら、いくら燃料の原料をつくったといたしましても、燃料製造施設がないと精製ができません。この燃料施設をつくるとなると多大な費用がかかってこようかと思えます。また、その燃料を取り組んでいるところにおきましても、実質的には現状として公用車などで限定的に使用されているというよ

うな報告もあるようでございます。

福永繁一議員 それは、町だけで考えるからそうなるということです。間もなく来月開催されるG8で話があるはずですが、私は、そこまで話を大きくしたくないんですが、なぜこういうことを言うのか、ほかの県ではいろいろとやられておるからです。知事の悪口言うんじゃないですけども、兵庫県は、このことに対しては遅れている、ほかは進んでいる、私はこう思います。ですから、今、何をすべきか、ということを知事に考えていただきたいと私は素直に考えています。

それで、幸いにして県から技監がおいでになられたということで、一般質問を楽しみにしとったんです。やっときょう、樋口技監と物言わせていただくんですけども、きょうは、その真意を聞いて、もう一つ追加したいなと思うわけで、このことを県へつなぐパイプ役になっていただけないですか。

技 監 バイオエタノールにつきましては、先ほど産業課長が答弁しましたとおり、非常に期待されてる燃料でございますけども、いずれにしましても、国産の農産物を用いましたバイオエタノールというのはガソリンに比べますと、まだまだ単価差がございまして、本格的に流通する段階には至っていないというのが現状のようです。ということで、国においても、どうしたらコストダウンできるかということで、コストダウンで追いつかない分はどういった税制面の優遇であるとか、補助とかそういうことも考えているようです。

兵庫県の取り組みとおっしゃいましたけれども、兵庫県におきましては、牛若丸と言われるような多収量米を用いましたバイオエタノールの生産というのが一番有望であろうということで、今年度、神戸大学に委託しまして、実験プラントでバイオエタノールを製造する、そういった取り組みを進めておりますので、私、県庁に問い合わせましたところ、決して他府県におくれをとっているわけじゃないので、進んでいる方だということでございます。

そういった状況で、サミットの言葉が出ましたけれども、そのバイオエタノールにどれだけお金をつぎ込むかというのは国別のCO<sub>2</sub>の排出権取引、そんな問題も絡んできまして、国の政策によるところが非常に大きいので、先ほども申しましたとおり、国のそういった制度、税制、そのあたりがどうなってくるかによって町で取り組むべき施策も異なってくると思います。そういうことで、県とのパイプ役として、そのあたりの情報は取り入れて、取り組んでまいりたいと思っております。

福永繁一議員 今、技監いいことを、うれしいことを言っていただきました。牛若丸米ですね、それをいかにして早くつくるか、そのゴーサインですね、我々はほしいんですよ。先ほども申しましたように、福崎町でも休耕田がものすごくあるわけですよ。それプラス放棄田がふえてることも、町長みずからもご存じだと思います。だから、その中において、今、バイオ燃料ですけども、そういう米であれば家畜の飼料の単価も関係ないし、それに越したことないと思うわけですよ。参考のために、この1年間で小麦の価格は130%上がっていると、大豆は87%上がっていると。トウモロコシは53%上がっている。

こういう状況の中において、やはり家畜の飼料とか、米も家畜の飼料に入るわけですけども、あの米はふつうの米よりたくさんとれるとお聞きしております。ですから、そういうふうな指導を県からJAの方にご指示いただいて、そこからまた町の方に、タイアップしながら我々が動いていくというふうにして資源のあるものを有効に使い、ないものを無理してほしがるとしたら高くなるのは当たり前ですよ。今、増産体制ということ掲げられておりますけども、原油の方、やはりこっちまで回ってくるのはもう5年先とかそういうオーダー

ですよ。それまで我々の経済が成り立っていくかどうかとも判断すべきだと思いますので、今後、牛若丸ですか、たくさんとれる米があるということでお聞きしておりますが、技監から町長に具申してもらって、一方では、知事の方へパイプをつないでもらうと。それで福崎町は豊かになるという方向でお願いしたいと思います。

それから、巡回バスについて、ちょっと述べたいと思います。

この巡回バスと書いたあと、回答があったんですけども、課長からの回答はあかんということ、最後に町長から検討します、もう私は、涙が出るほどうれしかったです。それなのに、きょう見ますと、前回課長が言うたとおりでんですよ。町長の方が偉いと僕は思っておったんですよ。でも、課長の意見の方が優遇されたといういきさつは何ですか、町長、お聞きします。

町長 詳しくは担当課長に聞いていただいたらいいと思うんですけども、検討しますというのは、まさに検討をしたんですね。ですから、しっかりと検討をいたしまして、あの答えをつくったということでございます。

健康福祉課長 前回の質問の中で、大貫地区から八千種地区へのコースということで、このコースを結ぶルートをとというご質問でございました。現在、偶数日にCコース、Dコースという形で大貫地区から田原地区を経由しまして福崎地区へと、Dコースになりますと八千種地区から、また田原地区、福崎地区の公共施設へのルートとなっております、どうしてもCコースとDコース、これを一つのコースにということになりますと、大分検討はしてみたんですけども、どこかのルートを省くとかそういうようなことをしなければ、どうしても今いっぱい時間でやっておりますので、時間的に困難であるということで、こういうような回答をさせていただきました。

福永繁一議員 課長は、今のバスを1台維持しようとするからそういうことになるわけですよ。私も以前からずっと言っていますように、大きなマイクロバスは要りません。川東、川西で一台ずつ、町が持っている10人乗りでも改造してやれば、十分できるはずなんです。だから、いじめるんやないけど、あなたはする気が起こってないからか、今のマイクロバスを肯定して1台で何とかしたいという考えであるのか、多面的な目の見方で判断していただきたいと思うんです。実際に燃料が高騰する中において、2台がベターか1台がベターか、私には今のところまだ計算していませんので判断できがたいんですけども、やはり住民が喜ぶのが目的なんですよ。それが福祉で金が少しぐらい高くなっても私は、すべきだと判断いたします。福祉というのは何ですか。みんなが喜ぶことですよ。それで、今、問題になっている後期高齢者の医療制度。高くなって文句をいっているんです。それで、国の方も検討しますという経過になっているんですが、やはり先進地の福崎町において、住民のことを考えなくして行政はあり得んと私は思うわけですよ。仮にマイクロバスをなくして、小さいバスを2台にして、燃料がちょうどであっても、仮に高くなっても、僕は住民さんが喜ばれると思うんです。町としては苦しいですが、何とか、ほかの方法でやりくりできることを考えてほしいと私は思います。

やはり住民の声を聞くためにアンケートとったと。そのアンケートが何も実施されてないということは、ほんと情けないです。何のためにとったんやと。それならとるのをやめなさい。だから、福祉というのは、住民さんが言われることをやる、そればかりで財政は成り立っていないということは私も知っています。知っているけれども、やはり一方がいいとして、片一方では我慢してくださいという言い方もあるわけですよ。町行政が指示を出し、行動に移さなけ

ればできないことなんです。だから私は、声を大にしてこの場で言いたいんです。ずっと前から2台ということをお願いしたんですけども、この4月からの後期高齢者医療制度、また燃料高、住民の不満も積もっている中においては、やはり住民さんが喜ぶことでも、そりゃ町長は大きなことをやっていただいております。私は感謝しておりますけども、やはりもうひとつ一歩進んで、このことをやっていただきたい。このことは検討しますやなしに、やりますという返事をいただきたい。

町 長 もう福永議員の言われるとおりです。福祉というのは、私が常々言っておりますように、住民の命と暮らしと人権を守ることが福祉ですから、そのとおりであるわけです。それに何も棹差そうという気持ちは毛頭ないわけなんです。

しかし、きょう受けた質問を福永議員も聞いてくださったと思うんですけども、ある方は、小学校の耐震の検査がああいう状態だから早く安心できる校舎をと。別の方は、交通安全対策をぐっと前へ進めてほしいというふうに言われまして、非常に多面的な要求があるわけです。そこへもってまいりまして、ご存じかと思いますが、一番こたえましたのは、平成16年、地方交付税がばさっと切られたわけなんです。参議院選挙の結果がああいうふうになりましたので、ちょっとだけ反省をされまして、ちょっとは戻りましたけれども、全くはもとには戻っていないというのが現実なんです。

そういう中で、今、2台の車を出すかということなんですけれども、いろいろ検討いたしました。車だけでは走らないんです。運転手が要ると、こういうことになります。その燃料も要るとふうになりまして、いろいろなコスト計算をいたしますと、それは交通公共機関の果たす役割というのは極めて大きいわけでありまして、一人が一台ずつ自動車を持って乗り回すというのは、これは先ほどのCO<sub>2</sub>の関係から言いましても、これは望ましくないので、できるだけ公共交通機関を重視させるということをも私もそういう思いでバスを導入したわけなんですけれども、さて、今2台にするかというふうになりますと、やはり勇気が要ったということで、本年度も1台の車で我慢をしてもらっていると。そういう範囲の中で、いろいろ検討いたしました結果、先ほど課長が申しましたようなことになっているわけなんです。

私の願いからいきますと、軍事費の5兆円をすっぱり削り、大企業奉仕の政治はすばっとやめたら10兆円ぐらい出るのわかっておるわけですが、なかなかそういうふうには国の政治はならないという現実の中で地方行政もやっていかなければならないといういわばジレンマの中で、本年度の予算編成をさせていただいたということでございます。

福永繁一議員 やはり高くつくかもしれません。私も計算してないからわからないんですけども、空っぽでも走らすから高くつくんですよ。前に、絶対に乗っておられますかと言うたら、乗ってないときもあります。我々行政視察に行かせていただいた町では、前もって受付し、なかったら走らせない。そこはタクシーでしたけれども。常に1台を肯定して、こうせなあかんのやという観念に取りつかれておられるから、ほかの案が出てこないと私は思うわけです。

だから、いろんな面で、今これだけの幹部の方がおられますので、これだけの目で見たら、もっといい案が出てくるかもしれません。今すぐとは私言いません。今、町長が言われたように、学校がどうのこうの、耐震がどうのこうのということをお願いしました。なるほどそれも大切なことなんです。それで、今、言いましたことで、1台か2台か何ぼ差があるんやと。こういう具合にしたら



これだけになるんやということまで検討していただきたいなど、このように私は思うのでありますので、再度申し上げます。また検討をお願いします。

町長 きちっと検討はしているんです。といいますのは、バスを導入いたしましてから、まだそんなに時間がたっていないと。減価償却がすべて終わっているという状況ではないという様々な角度から検討いたしまして、あのバスが、あすにも使えんようになってしもうたという状況の中になりますと、また違った角度も出ようかと思えますけれども、今のところ、また自動車を新調しまして2台にするということになりますと、一方からは、それはむだ遣いではないか。今のバスは十分使えるではないかという声も出る可能性もあるわけでありまして、そういう町民の皆さんの声の大きさをはかりつつ進むということですね。

それは2万人の方が、全部今という要望がざっと出るというふうな状況になりますと、それはまた話は別なんです、バスの運行についても今さっき言われましたように、空気を運ぶバスという評価もあれば、今、福永さんが期待されるように、待ち望んでおられる方もあります。そういういろんな状況の中でバスが走っているということでございますので、様々な町民の声、様々な財政事情といったのを勘案しながら進めさせていただいておるわけでございます。決して検討しないというわけではなしに、これからも住民の皆さんの意向を十分お聞きしながら、それにできるだけ一人でも多くの意見が反映できるような町政を進めてまいりたいと、このように考えております。

福永繁一議員 その言葉を信じて待っておりますので、よりよい方向に皆さんが少しでも検討していただくことを望んでおります。

次に、障害者対策についてお伺いしたいと思います。

このごろは障害者が活躍される機会が多くなっています。しかし、公共施設では、まだまだ身障者対策がおくれている施設があると思えますが、ともに頑張り、ともに活躍できる施設整備が望まれると思えます。町内の公共施設、学校等でバリアフリー化はまだできていない施設がありますか、お尋ねします。

総務課長 町内の公共施設、また、学校等という中でバリアフリーができてない施設ということでございますが、数多くの施設の中で、バリアフリーいろいろございますが、例えば、スロープでありますとか、自動ドア、エレベータで見ますと、町内でそのバリアフリーになっている施設と言いますと、小学校、中学校、社会教育施設、町長部局合わせますと6施設が整っていると。それ以外のところは何らかの形で欠けている部分があるということでございます。

福永繁一議員 今、6施設あると言われましたけど、どこですか。

総務課長 第1、第2デイサービスセンター、文珠荘、図書館、それと第2庁舎、この6施設でございます。

福永繁一議員 これはすべてバリアフリーになっているのですか。というのは、トイレに行く、そういうことも含めてなっておりますか。

総務課長 今、申し上げましたのは、出入り口のスロープ、自動ドア、エレベータというところですから、点字の案内板がないところとか、そういったところまで見ますと、そこまではできてない施設もございます。

福永繁一議員 成人が一番利用するところは文化センター、体育館等、あの周辺ですけれども、5月に福崎町美術展があって、町長も行っていただいて、表彰もしていただいておりますが、車いすの方がおられました。普通、文化センターというのは、町長の言葉をお借りすれば、町の顔に近いと私は判断いたしますが、あそこもバリアフリー等は、入り口はあって自動ドアですけれども舞台には行けません。この点について、どう判断されておりますか。

社会教育課長 社会教育施設のバリアフリー化につきましても、先ほど総務課長が申しましたとおり、各施設によりそれぞれ違っております。先般5月に行われました町美術展のことを今ご指摘になったんですが、確かに表彰式にはご高齢の方とか、ひざの悪い方がおられるということがございまして、当日は舞台階段の両サイドに補助員をつけて対応しております。

今ご指摘の各部屋にそういうバリアフリー化ということなんですが、これは各施設、例えば、エルデホールでしたら舞台のところにスロープ等があるんですが、文化センターの舞台の場合ですと、高さも1m程度ございまして、スロープをつくるようになりますと、かなりの長さになると思います。座席とかスペースの問題もございまして、その構造も含めて文化センターの大ホールの場合には検討していかなければならないと思います。

福永繁一議員 文化センターの方、スロープをつけるということで考えていただけるということなんですけども、どのような方法でやられるか、考えておられるんかお聞きしたいと思います。

社会教育課長 今、申しましたとおり、スロープにつきましては、その構造上の問題も文化センターの大ホールの場合ございまして、座席とか前のスペースの問題もございまして、その辺は研究なり検討をしなければならぬと考えております。

福永繁一議員 身体障害者の気持ちになって判断していただいたら、つけるところもよくわかると思うんですけども、バリアフリー舞台の横につけるということは、その人自身は、本当は、嫌な思いをされているかもしれません。舞台に上がるのに面前の前で上がることに誇りに思っておられる方もおられるかもしれませんが、ほとんどは、静かに、そっと上がりたいというのが、私自身と私の知り合いの考えであります。ですから、私は、駐車場の方から、利用のない時はのけておいて、必要な時だけひっつけるというふうなものも一案だと思います。それの方が絶対ベターだということは言いませんが、今後そういうふうな方向で、やはり身障者の気持ちにもなって、我々だけの気持ちじゃなしに、本当に心の通じ合う、人の思いを考えてほしいです。

だから、僕は、その文化センターの名前が出たんで言いましたけども、小学校にもあろうかと思っております。その中で、舞台へ上がる成人の身体障害者もおられるかもしれません。そういうことも考えて、今すぐとはいいませんので、将来的に、建替えとか臨時的につけるとかそういう前向きな姿勢を示していただきたいと考えますが、社会教育課長、考えはいかがでしょうか。

社会教育課長 議員ご指摘のこともあろうかと思っておりますが、各施設言いましたように、バリアフリー化についてはそれぞれ違っておりますし、対応できるところはしてまいりたいと思っておりますが、先ほど出ました文化センターの大ホールにつきましては、ご意見として拝聴しておきます。

福永繁一議員 よろしく検討の方をお願いし、恥ずかしくない福崎町にしていきたいと思っております。

次に、トイレ等についてお伺いいたします。

公共施設、学校、小・中、保育所、幼稚園、障害者がトイレを利用しやすい場所に設置されている学校名、列記をお願いします。

学校教育課長 障害者用トイレが利用しやすいですか、しにくいですか。

福永繁一議員 あるか、ないかを聞こうかと思ったりもするんですけども、よその方にあるところもあったんです。そしたら何も障害者が遠いところまで行って利用する人はないと思う。普通の健全者がいる近所にあるところどころですかと。

学校教育課長 小学校・中学校におきましては、障害者トイレにおきましては、基本的にすべ

てございます。

福永繁一議員 私が聞いているのはそうじゃない。そりゃありますよ、プールの横に、田原小学校。あんなところ、あなた行きますか、障害者用のトイレ。私、松葉杖ついているけど、少しでも近いところへ行きたいです。だから、そういう見方ではあかんと。よく言われるでしょう。子どもと話す場合は、子どもの目の位置で話しなさいと。ほんとに考えていただけるんならば、小学校の人、中学校の人の利用するところの目線で判断をしていただきたいなと思ってお願いしておるんです。ありますか、田原小学校。

学校教育課長 先ほど言いましたように、障害者トイレは設置をしておりますけども、今、福永議員おっしゃられているのは、利用しにくいところにあるかというご質問でございます。

田原小学校におきましては、障害者トイレがございますけれども、プールの下に設置をしております。

福永繁一議員 きついこと言うようですけども、あなた、仮に私みたいに骨折したり、何かした折に、そこまで行っていただけますか。お伺いします。

学校教育課長 仮に校舎とか体育館を利用された時に、体のご不自由な方が、そのトイレを利用することになれば、そのプールの下まで行かなくてはならないということになりますので、利用する方にとりましてはご不便をおかけしているんじゃないかと理解をしております。

福永繁一議員 通常、学校というものは、小学校の児童のためにある。大人であれば少々でも行くかもしれません。田原小学校に身障者はいますか。どうなんですか。

学校教育課長 保護者等の参観もいたしますので、当然そういう体のご不自由な方も学校に来られるというのは承知をいたしております。

福永繁一議員 そういうところには、みんなが多く利用できることが必要じゃないですか。私はね、昨日、議案の中で、すべて町の議案に対して議決できましたね。これも議員の協力があってこそできたと私は自負しております。福崎駅のトイレは福崎の顔やと町長が申されました。なるほどそうです。小学校の児童も将来福崎町を背負う子どもですよ。その待遇を何も考えんと、こんな勝手なことばかり言うて、教育長、どうですか。

教 育 長 6校の小・中学校のうちで、議員ご指摘のように、田原小学校は非常に使い勝手の悪いところにあります。この障害者用のトイレは、これはもうご指摘のように、一番使いやすいところで設置するのがこれはもう当たり前でありますから、この田原小学校のトイレにつきましては、今後できるだけ早く設置できるように努力していきたいと思っております。

私、何年前になりますか、肢体不自由の養護学校に勤めた経験がありまして、肢体不自由な子どもばかりが来ておる学校でありました。その学校の3カ年間の経験で、つくづく日本の障害者に対する設備がまだまだ行き届いていないと思いました。生徒を校外に連れて校外学習、それから修学旅行、小旅行なんかの引率に行きますと、もうその時々で肢体不自由の子どもたちに対する整備の不十分さというのを痛感しておりました。福崎町に入りましても老朽化施設がたくさんありまして、そういうところにおける障害者対応がまだまだ不十分であると思っております。

しかし、町長が言われましたように、財布の中身が非常に厳しい状況でありますから、一挙にそういう整備がなかなか進まないことも十分承知しておりますので、緊急度の高いところから努力していくようにしたいと考えております。

福永繁一議員 勝手についたら金が出るところもあるんですよ。私は必要やと思っておりますよ。

駅前のトイレもね、当初よりか約倍でしたね、今度の補正予算ついたんがね。そしたら、小学校で費用が何ぼぐらいかかるのかなと思うわけですよ。だから、言うたらずぐしてくれとは私も言いがたい面もありますけども、町が勝手に判断した場合は、すぐつけると。我々がお願いしたところはつけてくれへんということであれば、障害者の方に対して申しわけないと私は思うんですよ。

だから、こういう理由があるからつけられへんと、おくれるんやということになれば、その時に我々のところへ一遍聞かせてくださいよ、意見をね。それで、利用場所でも現地の人に利用箇所も便利なところに、同じお金を払うんでしたら、使うんでしたら使いたいし、必要なところに必要な金をかけるという気持ちを常に持ってほしいなど。なるほどお金が、町長の言われるように減っております。ないです。その中でやりくりしていただけるのが皆さん方の腕ですよ。だから我々議員も協力しているわけですよ。やはりそういうギブ・アンド・テイクがあってこそ町行政はうまくいくと思うんですよ。

だから今後もそういう、さっきも言いましたように、小学校は小学校の目線、中学校は中学校の目線、我々成人なら成人の目線で物を言い判断してほしいということもずっと前から町長言われてますよね。だから、それを忠実に守ってほしいということをして私、言ったのであって、教育長、検討よろしくお願いします。学校教育課長、よろしくお願いします。

学校教育課長 申しわけございませんでした。田原小学校からも議員さんおっしゃられたことは、校舎に身体障害者のトイレをつけてほしいという要望もお聞きしておるのはもう事実なんです。だから、私のところも、今後、予算要求もしていかななくてはならないなということは教育長とも話していることは事実なんです。

福永繁一議員 私、この20日に西中の障害者トイレに入ってきたんですよ。きれいなど。こんなんがつけてほしいなど思っておりますので、もしつけていただける暁には、設計の段階には我々も検討させてほしいと、このように思いますが、よろしくお願いします。教育長、よろしくお願いします。

教 育 長 できるだけ努力いたします。

福永繁一議員 ありがとうございます。

今回は座らせていただいて、生意気なことばかり申し上げましたが、これも町民のため、我々のため、皆さんのためにあると思いますので、この発言に対してはお許しいただきたいと思います。

今後とも、よろしく要望を達成していただきますことをお願いしまして、一般質問を終わりたいと思います。どうも本日は、ありがとうございます。

議 長 以上で、福永繁一君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開は15時45分といたします。

◇

休憩 午後3時25分

再開 午後3時43分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次は、7番目の通告者は、石野光市君であります。

1. 姫ヶ池の改修予定と現状の把握について
2. 八千種研修センター東の駐車場の整備について
3. 農業施策について
4. 交通安全対策の推進について
5. (株)もちむぎ食品センターについて

以上、石野議員どうぞ。

石野光市議員 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

最初の項目は、姫ヶ池の改修予定と現況の把握についてであります。

西光寺の南端部の姫ヶ池も県道となっている堤体部の老朽化が進み、危険度が増しているのではないかと不安の声が地域住民からも強く寄せられるようになっていきます。

昨年度に行われた池の調査結果がまとめられていると思いますが、安全性、言い換えれば危険度はどのような判断となっているのか。また、池に冬季、ボートを浮かべての調査が行われていましたが、池の水を抜いて堤体を調査することも必要と思いますが、どうでしょうか。

産業課長 姫ヶ池の改修についてでございますけれども、姫ヶ池の堤体は県道西田原姫路線と共用しておりまして、狭小の上、長年にわたる車両等の加重、また、ため池の波浪による侵食のため、堤体が断面不足となっております。

また、昨年末には堤体を兼ねている県道の池側の路肩が陥没し、県が応急修理をしておりますが、早急な改修が必要であると思っております。

また、水を抜いての調査も必要であるということでございますけれども、昨年に調査をいたしましたのは、国に対して補助金の申請をするための調査でございます。国に事業採択されますと、工事用の詳細設計のために測量に入りますが、そのときには池の水を落としていただき測量に入ることになると思っております。

石野光市議員 県道の西田原姫路線は、定期バスも運行しているということで、工事期間中のこうした定期バスを含む代替道路の計画や児童・生徒の徒歩、自転車による通学路ともなっているわけでありまして。こうした件での対策はどのように行われようとしているのでしょうか。

産業課長 今現在での申請の計画概要では、県道の歩道は池側に設置予定をしております。今の県道をそのまま残し、その県道を利用しながらため池の中に新しい堤防をつくっていき、途中からその堤防を県道に振りかえながらため池の上部、県道の歩道を完成させ、県道の西側のり面の補強ブロック工事を行うような計画を考えております。

また、新しい土の土手置き場とか残土処理場等につきましては、まだ決定していない部分でございます。

石野光市議員 以前から繰り返し私も、この池の改修が早期に行われるよう、この本議会でも取り上げさせていただいてきております。改修計画が速やかに工事として実施されることを強く望んでおりますけれども、現時点における見通し、目途についてはどのようになっているのでしょうか。

産業課長 ため池の工事につきましては、これまでも計画等につきましてお話をさせていただいておりますけれども、この姫ヶ池の改修見込みにつきましては、平成20年度に国へ補助の申請を行いまして、国の採択を受けた後、この事業を県の方に引き継ぎをいたします。平成21年度から県営事業として県が事業主体となりまして、県道の拡幅工事を含め、測量の調査、また、先ほど言いました詳細設計がされるという形になります。工事につきましては、早くても平成21年度から着手、平成23年度完成を予定しております。

石野光市議員 ほんとにこの問題では、国の補助対象事業ということで、県、町、地元関係集落、関係団体との調整など、しっかりと取り組んでいただいて、いわゆる齟齬というふうなことが起きないように、万全の注意を払って取り組んでいただきたいということを強く要望するものであります。よろしく願いいたします。

続いて、八千種研修センター東の駐車場の整備についてお尋ねいたします。

年々駐車場でくぼみができ、戦没者追悼式の前の時期などにバラス、砂利等を入れて手入れをされておったように見受けておりますが、今、駐車場として使われている敷地の西側で南北方向にくぼみが見られ、雨が降ると水たまりやぬかるみで、自転車などで通れない状態となっています。定期的な見回りで、早目に今後対応していただくよう望むとともに、現状から速やかな手当をしていただくことを求めますが、いかがでしょうか。

そして、今後の土地利用の方向として、現状のまま学校や研修センターの行事等の際の駐車場として位置づけられているのであれば、第2グラウンドの駐車場と同様に舗装の計画を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

現状では、雨が降ると行事の主催者は駐車場として案内するのに気が引けるという感であります。高齢者、障害者にも、より安全で快適に学校行事や研修センターの企画などに参加していただくという配慮の面からも、速やかな計画立案と整備を望むものでありますが、いかがでしょうか。

学校教育課長 八千種研修センターの東の駐車場ということでございますけれども、議員ご承知のとおり、あそこの駐車場におきましては、学校行事とか八千種研修センター、また、八千種スポーツクラブの皆さん方がご利用になっています。

そこで、駐車場としての整備というご質問ですけれども、将来的なそういう土地利用も決まっておられませんので、現在のところ、整備する考えは持っておりません。

それと、穴埋めの補修につきましては、先日補修は行っておりますので、また一度お目通しをしていただきたらと思います。

石野光市議員 現状として、今、課長の答弁の中にありましたように、学校行事、さらに研修センターのさまざまな企画、いわゆる行事、そうしたもの、さらにスポーツクラブの関係者の皆さんも利用されて、駐車場として利用しているという実態があるという中であります。

私の質問の中でも申し上げておりましたとおり、利用される方の中には、高齢者の方もいらっしゃるれば障害者の方もあるということになると思います。つえをついて歩かれる方も足元が不安定にならないよう、当面きちっとした整備が予定にないということであっても、それならばそれでそうしたぬかるみにならないよう定期的な見回りと、そうした配慮をもって当たっていただきたいと考えるものであります。

先ほどの答弁の中にも少しそういう感じに努めていきたいということだったと思いますが、私といたしましては、他の施設の方の駐車場は整備が進んでいくという中で、安定的に利用していただくという意味で、きちんとした駐車場としての整備についても検討をお願いしたいという思いに至っているわけであります。

当面、駐車場として利用をしていくんだということも答弁の中にあつたと思います。ほんとに研修センターなどを借りて、広く住民の皆さんに参加を呼びかける際に、「雨が降ったらあの駐車場では・・・」ということにならないような管理を強くお願いするものであります。この点については、よくご了解いただけたと思いますので、次に移っていきます。

農業施策についてお尋ねいたします。

日本の食糧と農業は、今日新たに深刻な危機に直面していると言わなければなりません。中国製の餃子中毒事件を初め、昨年来の食品産地、品質の偽装、加工食品の原材料や添加物の表示違反、賞味期限の改ざんなど、食の安全・安

心を大きく揺るがす事態が続きました。以後、一層マスコミも大きく食の安全という面から光を当て、安心して食べられる国産野菜を初めとする国内産農産物の優位性が広く認識されるようになってきました。

また、そうした面から農業問題は、単に農業者の問題というだけでなく、消費者の立場からも重大な関心を持つべき重要課題というべきであると考えます。米の消費減退が言われていましたが、下げ止まり、ことし春先から上昇傾向になっています。

小麦粉を原料とする食料品の高騰の影響や食生活の見直しの影響もあるのかと思われませんが、農水省の米の1人1カ月消費量調査で、それまで対前年比で減り続けていたものが、3月に全世帯で0.6%増に転じたということが報じられています。流通段階で国産米不足の事態が既に6月9日実施された政府在庫米の一部売却の入札結果で、2007年度産米に買いが殺到し、平均申し込み数量が8倍という取り合いになったということでもあります。新潟一般コシヒカリの場合、昨年秋段階で農水省が、60kg1万5,924円で買い上げた米が7,000円余り高い2万2,112円の値がついたというほか、6銘柄も軒並み上昇というものであります。過剰だと言いながら農家から安く買って、業者や消費者に負担を押しつけるという農水省への批判は当然であります。

米のミニマムアクセス、日本は米の消費量の7.2%という枠いっぱいを全量輸入しています。ミニマムアクセスは、日本では最低輸入義務と訳されているようですが、本来は低関税の輸入機会の提供で義務ではないから、欧米では枠が未消化の場合が多いということでもあります。こうした輸入米が米価下落の一段要因となっているのであります。

日本共産党は、ことし3月、食糧自給率の向上を真剣に目指し、安心して農業に励める農政への転換をと題する農業再生プランを発表しました。食糧自給率39%という世界でも異常な事態となっていますが、食糧自給率向上を国政の重要な柱に据え、これを当50%台にまで回復させることを最優先課題とすること。そのために日本の農業と農村を衰退させてきた自民党農政の重大な責任を明らかにし、食糧をめぐる国際情勢の激変の影響でトウモロコシ、大豆、小麦などの輸入穀物を原料とする食品や飼料の今後のさらに値上げが続くという深刻な不安が広がっているもとで、四つの提言、1、持続可能な農業経営の実現を目指し、価格保障、所得保障制度を抜本的に充実する。2、家族経営を維持するとともに、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全する。3、関税など国境措置を維持強化し、食糧主権を保障する貿易ルールを追及する。4、農業者と消費者の協働を広げて食の安全と地域農業の再生をめざすとする四つの提言を掲げています。国政において、農業政策の抜本的な転換が図られることが肝要であることは論を待ちませんが、同時に、全国民的なこの問題に関する関心、運動、世論の形成について、さまざまな立場から努めていくことともまた重要な課題であると考えています。

市町村という地方自治体でも農協やさまざまな団体、機関とも連携しながら食糧自給率の回復を図り、地域の活性化や地産地消を推進するためにも、また、農業の果たしている多面的な役割として、大雨の際に水量を調節するダムの働き、地下水の涵養、景観の保全や生態系の保存など防災環境面でも重要なものであるとの位置づけからも、農協や関係団体との協議を積極的に進め、農業施策を充実していくことに努める必要を強く感じているものであります。

以下、当町で具体的に検討、改善が望まれると考える諸点についてお尋ねいたします。

地元農産物の消費拡大策として以前からも学校給食センターを初め、各種施設、福寿園や文珠荘での各種作物の活用は、今以上に図れないものでしょうか。もちむぎの生産実績が伸びていると聞いていますが、消費拡大という面で、製麦を米に添加して炊飯する取り組みなど、とりわけ町内で消費量を拡大するために一般家庭にPRしていくことも作物の販路拡大についても大いに積極的に取り組むべきであると考えますが、いかがでしょうか。

旬菜蔵での町内農産物の販売実績の向上を含め、全体として町内農産物の活用、販路拡大策についての取り組み、検討内容についてもお答えください。

産業課長 地元の農産物の消費拡大ということでございますけれども、現在では町内の営農組合などの生産者から給食センターへピーマン、タマネギ、ジャガイモを納品しております。今年度は、ニンジン、ナス等の納入を検討しております。

また、営農組合では、みずから販路を探して販売をされておりますけれども、完売の状態であり、その他施設等への納入ができない状況にある組合もございます。これからは営農組合と生産者の生産計画をお聞きし、文珠荘等各施設において使用していただけないかお願いをしていきたいと思っております。

精麦の消費拡大につきましてでございます。

もちむぎの精麦につきましては、給食センターで使用をいただいております。現在、給食約2,600食の月平均21日のうち、使用されている量は、もちむぎご飯では、どんぶりとかカレーとか子どもがよく食べる日を考慮して設定をされておまして、ご飯の日が月平均14日、約67%のうち、もちむぎご飯の日2日で約22kgを使用をいただいております。

今後におきまして、もちむぎご飯の回数を増やせないか、量を一般のお勧めの2割ぐらいにできないか、また、麦とろご飯はできないかなどお願いをしていきたいと考えております。

6月の給食だよりに福崎町でとれたタマネギの記事を取り上げていただきましたが、もちむぎにつきましてもお願いをし、PRをしていきたいと考えております。

また、近隣の給食センターにおきましてもPRをして、使っていただけるようお願いをしていきたいと思っております。

石野光市議員 今、全体として各市町村などでも農業について自治体が生産についてさまざまな支援とともに、販路についてもいろいろと工夫をして消費の販路の確保とか、拡充というふうなこともいろいろと努力をされている例を見聞きしております。当町においても、そうした販路の確保、拡大という面について農協などとも連携して、いろいろな一層のご努力をお願いしたいと思います。

また、一方で、農業機械の大型化などで米づくりがしにくくなっています。私の地域でも長池の周辺部に見られるような湿田がそうした機械の大型化という条件のもとで休耕せざるを得ないという状態を見受けるわけではありますが、そうした湿田で活用できる作物や、他の水田以外の利用の手だては検討できないものでしょうか。その他遊休農地の活用策について、農協や諸団体との協議、農家への相談窓口などは充実させていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

産業課長 まず、湿田の活用の手だてということでございますけれども、お金をかけるのであれば、暗渠排水、盛土等、土の入れかえ等で改善されると思います。作物といたしましては、ショウブとかガマ、ハナハスなどがつくれると思いますけれども、手間がかかるようなので県普及センター、また、農協等に一度相談してみたいと考えております。

それと、遊休農地の活用についてでございますけれども、現在、町、農業委員



会、農協が窓口であります地域担い手育成総合支援協議会がごございます。いつでも相談に来ていただければ、最寄りの担い手を紹介したり、活用方法を検討したりさせていただいておりますので、町なり農協の方にお聞きしていただければ幸いです。

石野光市議員 景観作物を作付けしてもらおうというのも一つの方策かとは思いますが。春先のレンゲでありますとか、菜の花とか、その後続けて違った景観作物を植えてもらおう。そんなことも農地の保全管理という面では有効かとも思います。そうしたことも含めて、さまざまな検討をお願いしたいと思っております。

続いて、交通安全対策の推進についてお尋ねいたします。

西播磨地域で死亡事故が急増しているとの新聞報道に接しました。特にけさの難波議員の質問と重複する部分もあるかと思っておりますが、私からも取り上げさせていただきます。

歩道が整備されていない道路では、自動車運転者が飛び出しに十分警戒しながら走行することが求められるところですが、町内での生徒の交通事故死の発生という事態を受け、改めて通学路を見直し、危険箇所、交差点について、一旦停止の励行が図れるよう、路面にマークを書き込むことの徹底、カーブミラーの未整備箇所はないか、カーブミラーが正しく機能する向きに固定されているか、防犯灯の未整備箇所はないか、故障の有無など、こうしたことの点検を関係者の協力も得ながら重点的に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

住民生活課長 ストップマークは、交通安全協会婦人部が中心になりまして書き込みをしております。ここ二、三年は、下水道工事に伴う道路補修の関係などで書き込みを中止していた集落もありましたが、今年度はすべての地区で書き込みを行う計画でございます。

また、カーブミラーは、区長様やPTAからの要望などによって取りつけをしております。基本的には要望にお応えしていると考えております。

また、カーブミラーの向きがというような話につきましても、交通安全対策会議委員によります施設点検などで気が付いたところはすぐに直しておりますし、区長様や住民の方から連絡を受けますと、すぐに直している状況でございます。防犯灯につきましても、防犯指導委員会において点検を行い、整備、修理を行っている状況でございます。

石野光市議員 本当にいろんな人の協力を得ながら、不具合の箇所は早期に発見をして整備をしていただくということを切にお願いをするというものであります。

また、幼稚園、小・中学校でも交通安全教室は定期的実施されてきているものと思いますが、不幸な事故を未然に防ぐために必要な大切なものとして、さらに子どもたちにわかりやすく取り組まれていくよう求めるものですが、いかがでしょうか。

全国的に自転車加害者となる例が増加傾向であるとも聞いており、中学校などでも特にルール、マナーを守ることの大切さ、とりわけ命の大切さということとともに、しっかりとその年代に応じた交通安全教育がさまざまな機会をとらえて実施されることを望むものですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 小国議員さんと重複するかもわかりませんが、交通安全教育につきましては、機会をとらえ取り組んでおるのが実態でございます。警察とか町交通安全対策会議等によりまして交通安全教室を実施しておりますし、また、先生方による登下校時の校門での指導とか、交通立番による現地指導、また、夏休み等の長期休業前には、飛び出しとか、それから自転車の乗車時のヘルメットの

着用、ブレーキ、灯火等の安全点検については十分行うよう繰り返し指導を行っているところでございます。

幼稚園につきましても交通安全教室を開きまして、登園時には職員によりまして交通安全指導を行っておるところでございます。先ほども申しましたように、機会あるごとに交通安全教育には努めていきたいと思っております。

住民生活課長 学校関係につきましても、先ほど学校教育課長が答弁したとおりでございますが、その他、村とか、企業のモデル地区等もございまして、あらゆる階層につきまして交通安全教室等により交通安全教育を行っているところでございます。これからも関係機関と協力して進めてまいりたいと考えております。

石野光市議員 ほんとに不幸な事故が未然に防げるよう、一層の取り組みをお願いいたします。もちむぎ食品センターについてお尋ねをいたします。

今期以降は、営業外収益として以前に収入があったような相当額の和解金というようなものも見込めず、営業費用を抑え、売り上げを伸ばし、利益を確保することに正面から取り組み、今後の展望、見通しを立てられる企業体質を確立することに文字どおり真剣に取り組まなければならない時期であると認識しておりますが、当局はいかがでしょうか。

産業課長 もちむぎ食品センターについてでございますけれども、今期は目標を前期比1割増としており、常勤の取締役1名の現場配置や商工会を初めとする皆様方のご協力によりまして達成できつつあると思っております。この点につきましては、ここ数年の食品センターの売り上げ状況から見れば、十分評価できるものと考えておりますが、現在、原油価格の高騰、また、小麦価格の高騰が急速に進み、仕入材料の値上げが行われており、真剣に取り組まなければならない時期であると認識をしております。

石野光市議員 もちむぎ精麦の販路拡大について、先の農業施策の方でも提言させていただきましたが、精麦の消費拡大のためにも、各もちむぎ商品販売店に精麦の販売拡大へのもちむぎの栄養価をPRする宣伝材料も工夫して目立つ場所に置いてもらうとか、消費者に使いやすい小袋の詰め合わせのものや徳用の大き目の包装など、もちむぎの在庫管理の面からも特段の工夫、努力を農協にも要請しながら取り組まれたいと考えるものですが、いかがでしょうか。

産業課長 もちむぎ精麦の販路拡大ということで、もちむぎの町内取扱店は27店舗でございます。精麦を販売しているのは、そのうち3店舗でございます。営業活動においては、他の製品と一緒にお願いをしておりますけれども、店の雰囲気合わないとか、スペースが少ないとかということで、なかなか置いてもらっていないのが現状でございます。

議員さんの提案されている消費者に使いやすい、一回で使い切りのスティックのような小袋詰め製品、また、3kg、5kgの徳用の大きさの精麦なども検討しながら、いま一度もちむぎの持っている健康にいいところをPRして各店舗、また、農協におきましてもお願いをし、販売拡大に努力をしていきたいと思っております。

石野光市議員 会社の実態として利益の確保を阻害している要因分析と、その対応は、町としても毅然と進める立場に立脚する必要があると考えています。第三セクターとしての経営責任は、結局町が逃れることができないからこそ積極的にリーダーシップをとってこの問題にも当たっていただきたいと思っております。

農業施策としてのもちむぎ栽培を推奨してきた経緯とともに、会社として仕入れ単価の価格保障と全量買入れが組み合わさった現状は、会社の力量にふさわしいとは決して言えるものではないと考えています。もちむぎ生産者組合と

次年度の作付面積について協議し、その収穫の全量を20年近く以前の会社設立当時のままの価格保障制度で買い上げることが、結局は会社経営を圧迫し、利益を上げることができず、負債の償還に支障をきたしているのであれば、会社存続のためにも、また行政が関与する施策の一環であるだけに、原則的な公平性・持続性という観点からも見直しを実行すべきときにきていると考えるのですが、いかがでしょうか。

産業課長 価格保障制度の見直しをということでございますけれども、平成19年度産につきましては、生産組合のご理解を得て18年度産並みの価格でお願いをしてきたところであります。

今後につきましては、もちむぎの生産量の不透明な部分も考慮しながら生産組合と協議を重ねてまいりたいと思っております。

石野光市議員 会社の体力というものがやはりあると思います。やはり限度を超えて買い支えることが、結局は会社経営を圧迫してしまう。持続可能性ということはいろんな分野で言われる言葉であります。そうした点で、しっかりと協議を行っていただいて、こうした問題にも見直しを進めていただきたいと思います。

そのほか全体として経営改善について、さまざまな対応がさらに積極的に進められることを願うものであります。今後のそうした仕入れの問題についても含めてご答弁いただけたらと思います。

町長 石野議員のご指摘はもっともでございますので、そうした観点で進めてまいりたいと、そのように思います。

しかし、前段で、あなたの党の四つの政策が出されました。それは価格保障をして、住民といいますか、生産者に持続可能な形で進めていくということでございましたので、もちむぎ食品センターはつくる当初から一定の約束事ができているわけでございます。今後、もちむぎ食品センターやJAとも工夫しながら全国的に麦そのものが売れないかという研究は、大いにやらないといけないと思うんです。四国の方では、そういう価格保障、町のそういった援助なしで、かなり独自に展開をしているというケースもございます。こういったこともあるわけでございますから、JAとも協力しながら全国的にもちむぎそのものを売っていくということも大事かと、このように思っているわけなんです。

幸い、各研究機関の結果が、非常に栄養価の高いという数値を述べておりますから、そのために雑穀米でありますとか、あるいはいろんな健康食品で売り出す中に、もちむぎが必ず含まれるようになってきておりますから、そういう面では、私も工夫しながらそういう中に組み入れられるような全国展開というのものも、やはり模索していかないといけないと思っております。

本年度は政府の買入価格が下がっておりますので、これまでは6,800円という形で、その不足分全体を全部もちむぎ食品センター等で補てんするという方法をとっておりますけれども、しかし、政府の責任で下がった分までもちむぎ食品センターが補てんして買い入れるということについてはご理解をお願いしたいという形でお話をさせていただきまして、七、八百円ほど今年度は少ない額しか手取りにはなっていないのではないかと考えておりますけれども、そういうご理解を願っているわけでございます。

しかし、もちむぎ食品センターの負担は、去年もことしも変わらないわけでありまして、下がったのは政府の責任で、下がった分が消費者、生産者にも下がっているという結果が出ているわけです。

いずれにいたしましても、経営でありますから、言われますように、コストの計算を十分いたしまして、できるだけ会社の利益になるように進めていかな

ければならないと考えています。同時に、生産者に赤字をしてまでつくってもらおうというわけにはまいらないので、生産費の保障といった面も十分考慮して、あなたが提案される価格保障制度を国にはお願いをしながら、こういった観点で進んでいく必要があるのかなど、こんなふうに思っております。

作付面積は、去年が随分たくさん取れて、約3倍取れましたので、今年度は作付面積を半分に減らしてもらって、12haでいっているという状況です。

しかし、日本の農業というよりは福崎の農業を支えていくためには、もちむぎの生産がどんどん増えてですね、販路も拡大をしていくというその営業努力も大いに進めなければならないと思っているわけでございます。

なお、この機会にちょっと宣伝をしておきますと、ことしは通産省から800万円の補助金をいただき、パスタの研究を行うということで、この間、販売ルートをどうするかという問題、あるいは生産、どういうふうにして商品をつくり出すかという二つの研究グループを発足させているわけでございます。こうしたことがパスタのまち福崎という形にまで成長するように、町民の皆さんのご理解を得られるように私どもも頑張っていかなければいけないと考えているところでございます。できるだけ応援をよろしく申し上げます。

石野光市議員 農業施策のところでも申し上げましたけれども、ほんとにその自治体が農協などとも連携して販路を広げていく。私も申し上げましたとおり、その町内での消費の拡大、そして、課長の答弁にもございましたけれども、近隣の給食センターにも使っていただきたいという働きかけというふうに一層のそうしたご努力をお願いしたいというふうに思います。

会社の現況というのが、ほんとに今、重要な岐点に立っているというふうに考えているわけでありまして。これは担当課長も言われておったように、仕入れのコストが上がっているような時期でもある。ほんとに営業の分野で利益を確保していくということ、そのことのために、やはり最大限の分析と機敏な対応ということが躊躇なく行われなければ大変なことになっていってしまうという。やはり町が行政として関わっているそうした企業体については、住民の皆さんの目からも非常にご意見を私自身聞くわけでありまして。将来についての展望を語れるように、こういう対策を具体的にやっていると私たちもお答えできるようにですね、対応を強くお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長 以上で、石野光市君の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本定例会4日目の日程をすべて終了することになりました。

明日は、8番目の通告者、平岡 武君からお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これにて散会することにいたします。皆さん、ご苦労さんでございました。

散会 午後4時29分